長野美波留著

百人一首抄

完

百人一首抄　文政二年序

長野美波留は塙保己一の門人、江戸の人

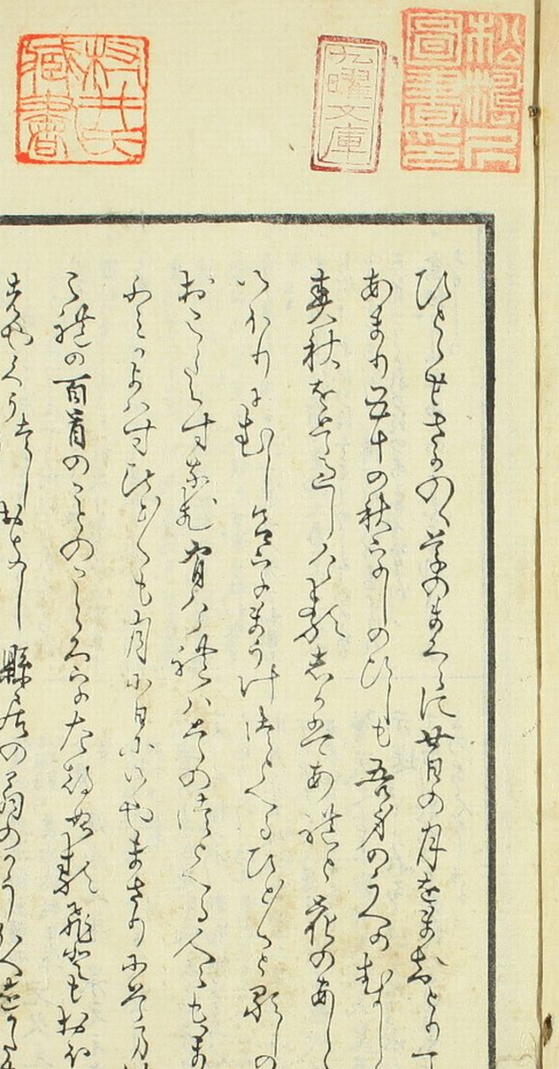

藤原美波留

▲三十六人撰

・此ハ大納言公任卿の撰ミ給ふところの歌のえらびなれど秘せられし後拾遺和歌集の序にいへる大納言公任卿のえらばれし三十六人の歌人を…

歌仙のことハ歌泉とかけり万葉集十七巻云大伴宿祢池主三月五日答守大伴宿祢家持書曰不遺下賤頻恵徳音英雲星氣逸調過人山柿謌泉比此如蔑彫龍筆海粲然得看矣方知僕之有幸也敬和歌云々

古今集真名序云有山邊赤人者並和歌仙也云々

・家にある讀書論文義…

・余紙あれバ年中の…

▲百人一首抄

・此百首ハ京極中納言定家卿の筆 東の宇都宮入道蓮生のもとめによりて…

・家隆・雅経らのつらにおほせられて新古今集ハ通具・有家・定家

ハ又俊成以の家にも…

建仁元年 三月廿六日可撰和哥集之由宣下 建仁二年 …仁三年 四月… 元久元年 十一月三十日俊成卿薨 元久二年 四月…

以後五人所進歌被讀加 其沙汰経年序 今覚 建永元年 承元元年 承元二年 承…

今可施行之由…

・花實のことも定家卿…

・明月記云定家 文暦二年云々予不知書文字事 嵯峨中院障子色紙形 故予可書由入道懇切 雖極見苦之事 憖染筆送之 古来歌人各一首 自天智天皇至家隆雅経卿

為家卿の室の父なる宇都宮弥三郎入道…

柿本人麻呂 左

あしびきの山どりの尾のしだり尾のながながし夜をひとりかもねむ

▲古今集序に此歌のたくみなる人のうち柿本の人麻呂ハ後人の為に…

・歌のさまハ讀万葉論云…

・万葉ニ思念の字を…

天智天皇

秋の田のかりほの庵の苫をあらみわが衣手は露にぬれつつ

▲後撰集秋下

・歌の…

・万葉十詠露 作者不知 秋田苅借廬乎作吾居者衣寒露置尓家流

・天智天皇・大御父ハ舒明天皇大御母ハ皇極天皇 御諡ハ天命開別天皇・近江大津宮・陵山科鏡山

紀貫之　右

さくらちる このしたかぜは さむからで そらにしられぬ 雪ぞふりける

▲拾遺集春　亭子院宇多天皇の御所なり

・亭子院ハ拾芥抄ニ云七條坊門北西洞院西二丁云々

・宇多天皇御諱定省 寛平九年御譲位ありて亭子院へうつらせ給ふ 後に御落飾ありて寛平法皇と申奉る

・[illegible]

古今春下　そうく法師

さくらちる花のところハ春ながら雪ぞふりつゝきえがてにする

持統天皇

はるすぎて なつきにけらし しろたへの ころもほすてふ あまのかぐ山

▲万葉集一　藤原宮御宇天皇代　天皇御製歌

春過而夏来良之白妙能衣乾有天之香来山

[illegible]

・持統天皇ハ大御父ハ天智天皇 大御母ハ遠智娘 天武天皇の皇后

・御諡ハ高天原廣野姫天皇・大和国藤原宮・陵大和国高市郡大内

凡河内躬恒　左

いづくとも はるのひかりは わかなくに まだみよしのの 山はゆきふる

▲後撰集春上　延喜の御時御厨子所に[illegible]

▲[illegible]

・御厨子所ハ天子の御膳を[illegible]

・[illegible]官位昇進[illegible]京官の除目[illegible]

・[illegible]

柿本人麻呂

あしびきの 山どりのをの しだりをの ながながしよを ひとりかもねむ

▲万葉集十一　寄物陳思

念友念毛兼津足檜木之山鳥尾之永此夜乎

或本哥　足日木之山鳥之尾乃四垂尾乃長永夜乎一鴨宿

・[illegible]

・古今著聞ニ云元永元年六月十六日修理大夫顕季卿[illegible]柿本大夫人麻呂の影供を[illegible]

・柿本朝臣ハ古事記ニ天押帯日子命[illegible]

・姓氏録ニ云敏達天皇御代[illegible]柿本ト[illegible]

伊勢右

▲古今集恋五　仲平の朝臣あひしりて

▲万葉集三　山部宿祢赤人望不二山作歌并短歌

山部赤人

中納言家持　左

▲万葉集十九相聞　巳當平人亦令知作

▲古今集秋上

猿丸大夫

山部赤人　右

わかのうらに
志ほみちくれば
かたをなみ
あしべをさして
たづなきわたる

▲万葉集六　神亀元年十月五日幸紀伊国時山部宿祢赤人作哥並短歌
●續日本紀　神亀元年冬十月丁亥朔辛卯天皇聖武幸紀伊國癸巳行至紀伊国那賀郡玉垣宮甲午至海部郡玉津嶋頓宮留十有餘日云々
此行幸の従駕なるべし
●[illegible]

中納言家持

かさゝぎのわたせる
橋におく
霜の
しろきを
見れば
夜ぞふけにける

▲新古今集冬　題しらず
●烏鵲橋ハ大内の[illegible]准南子烏鵲填河成橋以渡織女[illegible]唐詩奉和初春幸太平公主南荘應制[illegible]鳳凰楼下交天仗烏鵲橋頭敞御筵[illegible]
●[illegible]

在原業平朝臣　左

よの中に
たえて
さくら
なかりせば
春のこゝろは
のどけからまし

▲古今集春上　渚院（河内国交野にあり）にて桜を見てよめる
●續万葉論[illegible]土佐日記[illegible]
●[illegible]
●後撰集[illegible]
●拾遺集　忠岑[illegible]

安倍仲麻呂

あまのはらふりさけみれば
かすがなる
三笠の
やまに
いでし月
かも

▲古今集羇旅　もろこしにて月を見てよめる
●土佐日記云　廿日の月[illegible]
●[illegible]皇朝[illegible]
●新撰姓氏録　孝元天皇太子大彦命[illegible]元明天皇[illegible]

僧正遍昭　右

▲後撰集雑三　[illegible]

▲家集　[illegible]

▲古今集　[illegible]

喜撰法師

▲古今集　[illegible]

素性法師　左

▲古今集春上　花のさかりに[illegible]

小野小町

▲古今集春下　[illegible]

▲後撰集　[illegible]

▲古今集春下　[illegible]

紀友則　右

▲拾遺集冬

・[illegible]

蟬丸

▲後撰集雜一

・[illegible]

猿丸大夫　左

▲古今集春上

・續万葉論云歌のこころは彼さこそあれどもの[illegible]

・東野州傳初紙[illegible]

・[illegible]

・[illegible]

・父祖不知人

桑議篁

▲古今集雜体

・文德實録云桑議從四位下峯寺長[illegible]

・文德實録云承和元年為聘唐副使[illegible]

・同記小六年春正月遂以[illegible]

・[illegible]

・[illegible]

・文德實録云桑議從四位下峯寺長[illegible]

小野小町　右

▲古今集雑下　文屋康秀

・和名鈔云説文云薄草名伊勢和名抄

・伊勢集

僧正遍昭

▲古今集雑上　良岑宗貞

・五節ハ毎年十一月中丑日ノ四ノ辰ノ日ニ行ル

・良岑の女の歌

中納言兼輔　左

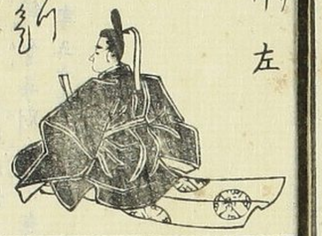

▲後撰集哀　文の君

・新撰万葉集

・高砂ハ砂のこうこうたる石をいふ

・琴の調を松風よりこと朗

詠集小第一第二弦素々秋風拂

松疎韻落

・勧修寺祖贈太政大臣良門孫右中将利基子号堤中納言

・歌仙伝云延長五年正月十二日叙従三位任中納言三ヶ承平三年二月十八日薨五十七

陽成院

▲後撰集恋三

・日本記略云延喜三年四月二日入道三品綏子内親王薨光孝天皇第二皇女也こと徒つ

光孝の御事ハ

・大御ハ清和天皇大御母ハ二條后中納言長良女

・御諱貞明

・九暦云天暦三年九月廿九日陽成天皇崩春十二

中納言朝忠　右

▲拾遺集意一　天暦の御時歌合

・はるの日の人一首　みそのゝ　くれなゐ　こゝふ

・三條右大臣定方公二男母中納言山蔭卿女　昌泰御門中納言

・哥仙傳云應和三年九月任中納言同十月二十八日暴殿康保二年十一月依病辞督并別當三年十二月二日薨年五十六

河原左大臣

▲古今集意四　題しらず

・はるの来る　古今ふはるかんとはまふ　きはるこゝふ　ふるの人

・伊勢物語を　ゆきて　後人の　こゝろ　やとりて　古今ふ　つきてとく

・歌のこゝろは本の句を　序　こゝろ　ふ　拾ん　とそん　ゆ

・さゝすを　花の　誰人の　こゝろ　ゆ　ふ　ゆ　ふ

・ゆ　ふ　ひ　ゆ　ふ　ゆ　ふ　ゆ　ふ　ゆ　ふ　ゆ　ふ　ゆ　ふ

・清女納言枕草紙云山あゝ　ゆ　ふ　ゆ　ふ　ゆ　ふ　ゆ　ふ

・焼衣

・嵯峨天皇弟八子従一位左大臣融公　寛平七年薨

推中納言敦忠　左

▲後撰集意五　西四條前齋宮延喜皇女雅子内親王

・ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ

・歌のこゝろは雅子内親王をこゝろ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ

光孝天皇

▲古今集春上　仁和の帝　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ

・ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ

・皇代記御譲時康号小松帝仁明第三皇子母皇太后藤原沢子紀伊守従五位下贈太政大臣総女仁和三年未寺殿五十八年同九月二日壬申葬小野山陵

藤原高光　右

▲拾遺集雑上　法師まうでんとあひ
ものがたりしてのち月をながめて
▲家集云村上御宇天徳明月詠歌の
ものがたりにのこれる
・歌のこころ　何のよりかはかりの
月のふかきこころをしらんとて
・法師よりあとの歌なりとはいへども
ものゆゑ法師のあはれとまはせり
月はいかにふかきすきものとあくがれ
・父六条右大臣師輔公八男　母多武峯女
・歌仙傳云應和元年十二月四日到横川
入道如覚

中納言行平

▲古今集離別
・歌のこころ　男情の風流
・公卿補任云天慶六年任中納言寛平五年薨七十五
・三代實録齋衡文徳二年正月従四位下在原朝臣行平為因幡守
・四品阿保親王男

源公忠朝臣　左

▲拾遺集哀　心のうちのあはれ屋風
▲家集云わうのみぐあはれ屋風
・童女のすがたとりてもちうけもと
ゆいうけもて業を若きもむる業
業をもくあげもはれ
・歌のこころ　ものをもあるる
また山路のけぶりをうくひ
して今一業をすまうくはひ
日をくーつくもり
・光孝天皇孫正四位下大和国紀子男
滋井弁
・歌仙傳云天慶四年三月任近江守
四月十二日昇殿六年二月兼右中弁八
年依病辞弁九年卒年五十九

在原業平朝臣

▲古今集秋下　二條の后高子贈太政大臣東宮貞明の御息所
・歌のこころ　ものをもあるる
・三代實録云業平者故四品阿保親王第五之子正三位行中納言
行平弟也阿保親王聚植武天皇星カ伊登内親王業平

壬生忠岑

子日するのゝ
小まつの
もとの
ちよ
千代のかめ
ゆをひろの
あり

▲拾遺集春　題しらず

・新のゝ子日の年一松の子日の修ゝいへゝ
・忠峯先祖不詳作者部類云後立位下安經子云一説府生木工允忠衛子
・古今集序云右衛門府生云

藤原敏行朝臣

すみえの
きしふる
はま
まつ
ゆえの
こゝろぢ
人めよぐらん

▲古今集戀　寛平御時后の宮歌合のとき
・后宮八七條后温子昭宣公女　袋草紙云仁和四年十月六日入内
・新のゝ子日の年一松の子日の修ゝいへゝ
・古今集云小町
・南家祖武智麻呂六代孫陸奥出羽按察使冨士麻呂一男
・歌仙傳云　寛平九年七月十三日叙從四位上九月任右兵衛督延喜七年卒

齋宮女御

ことの
はゝよ
ゆめのまくらを
うちふして
いづくのをちの
まくらぐさめん

左

▲拾遺集雜上　野宮ニ秋夜聞琴ヲ
・延喜式第五九天皇即位者定伊勢太神宮齋王代簡内親王夢嬪者小之云云小之託即遣勅使於彼家告示事由神祇佑已上一人掌燎下隨勅使共向卜部解除神部以木綿著賢木立殿四角及内外門九齋内親王定了即卜宮城内便所為初齋院板楼而入至于明年七月齋於此院更卜城外淨野造野宮云云八月上旬卜定吉日臨河板楼即入野宮自遷入日至于明年八月齋此宮九月上旬卜定吉日
・新のゝ子日の年一松の子日の修ゝいへゝ
・齋宮女御　延喜式部卿重明親王女母更信公女
・拾芥抄云後二村上女御号齋宮女御又麗景殿女御云云・歌仙傳云寛平六年九月十二日卜定八歳

伊勢

雅はゝ
こゝろ
声のみ
のまも
あはでこのよを
こゝろ
てよ
やゝ

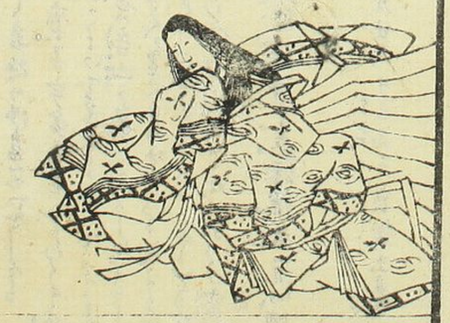

▲新古今集戀
・新のゝ子日の年一松の子日の修ゝいへゝ
・拾芥抄云寛平法皇御息所行明親王女也
・袋草紙云仁和四年二月二条京の洞院にて御子誕生の後の産所にて同年二月二日の御の産の後云云

藤原敏行朝臣　右

秋きぬと　めにはさやかに　みえねども　かぜの音にぞ　おどろかれぬる

▲古今集秋上　秋立日よめる

・續万葉論云　或説に秋ハきたるとめにハさやかに見えねども風の音にておどろかるゝとぞ心得たれど本意ハ秋の来る日ハ大概のおどろかれぬるといへり

・さやかハ一條禪公傳顕清しと顕昭ハ鮮くと定家卿ハさやかあざやか大略同じと

・淵擬記ハ只清朗なりとして見えねどもと

かゝる所をとかくいふへきにあらず秋を撰万葉小目庭朗とうたへり又仁徳紀に鹿の声を寥亮とし万葉集十書に呼雄鹿之韻之亮左とも有ぞかし

元良親王

わびぬれば　いまはた同じ　難波なる　身をつくしても　あはむとぞおもふ

▲後撰集意五　ことでき(?)て後京極の御息所につかはしける

・京極の御息所ハ時平公女褒子にて宇多天皇へまゐりて雅明親王載明親王をうめり　杖束略記にこれを京極御息所ともいへり吉山のことを書る

・歌の心ハあらはれてうき名のたつうへハ今ハ身をほろぼしても逢むとなり

・澪標ハ延喜式雑式云凡難波津海中立澪標若有旧標朽折者擇求棹去

・御父ハ陽成天皇

・日本記畧云　天慶六年七月廿六日三品元良親王薨

大中臣頼基　左

ひとふしに　ちよをこめたる　杖なれば　つくともつきじ　君がよはひを

▲拾遺集賀部　おなじ(?)賀に　延喜四年中宮御賀の時祝文

竹の杖つくりて侍りけるに

・歌の心ハ竹の一ふしとよみあはせて千代をこめたる杖なれば君がよはひのつくる事ハあるまじとなり

・天兒屋根命孫正二位右大臣清麻呂

今麻呂―常麻呂―國良

輔道―頼基　國良三男

・歌仙傳云　天慶二年十月七日任　祭主　十月任　大輔　天徳二年卒

素性法師

今こむと　いひしばかりに　長月の　有明の月を　まちいでつるかな

▲古今集意　題しらず

・歌の心ハ今のまに来んと人のいひしかバ長月の夜なが月のあり明の月を待ち出でつるとなり

・あり明の月とハ有明の月のあるをいへばいひ出づるなり

・父ハ良岑宗貞　俗名玄上　一説僐時

・大和物語下云僧正遍照にて花山にすみける時かの左近の将監とて殿上して有ける時の子ども法師になされける

・袋草紙云素性ハ住石上良因院　和仍寛平法皇之御遊覽之間

・拾芥抄云左近将監宗貞遍照男俗名僐　遍昭家後入道捧法師

源重之（みなもとのしげゆき） 右

かぜをいたみ 岩うつ なみの おのれのみ くだけて ものを おもふころかな

▲詞花集恋上 冷泉院（御諱憲平 村上天皇第二御子 母皇后藤原安子 九条右大臣師輔公女） 東宮と申しける時百首の歌たてまつりけるによめる

・此哥一本人一首に[illegible]
ふいうら代

・清和天皇―貞元親王―兼信―（賜源氏姓）重之（兼信兄参議 治部卿兼忠男）

・歌仙伝云 長保年中於陸奥国ニ卒ス

文屋康秀（ぶんやのやすひで）

ふくからに 秋の 草木の しをるれば むべ山かぜを あらしといふらむ

▲古今集秋下 是貞のみこの家の哥合のうた

・歌のこゝろハ秋のすゑにあらしのふきて[illegible]草木のしをるゝをことわりて[illegible]にやまかぜのなをあらしといへるぞ[illegible]なり

・新撰万葉にもあらしてふらんとあり

・文屋真人ハ姓氏録云天武天皇皇子二品長親王之後とのへり 皇代記一品トアリ

・康秀ハ父祖不知人

・作者部類云元慶三年任縫殿助ニ

源宗于朝臣（みなもとのむねゆきあそん） 左

ときハなる まつの みどりも 春くれば いまひとしほの いろまさりけり

▲古今集春上 寛平御時（宇多天皇）きさいの宮（七条后温子 昭宣公女 仁和四年十月六日入内）のうた合のうた

・続万葉論云 [illegible]

大江千里（おほえのちさと）

月みれバ ちゞに ものこそ かなしけれ わが身ひとつの 秋にハあらねど

▲古今集秋上 是貞のみこの家の哥合のうた

・歌のこゝろハあまたのものハ天下みな秋なるを[illegible]

・或説ニ白居易の詩ニ燕子楼中霜月夜秋来只為一人長といふを引り大江氏ハ儒家なれバ[illegible]

・拾芥抄云参議音人卿男

・作者部類云延喜三年任兵部大丞ニ

源信明朝臣　右

▲拾遺集恋三　月のあるかぎりは夜
世のなかをつくりしも
▲家集冊書ふみ
・新のこころは君を吾こそ思へ月のあきよりていなやる
・父八前右大弁公忠朝臣
・歌仙傳云應和元年十月任陸奥守
安和元年十二月五日叙従四位下治国
天禄元年月日卒六十

菅家

▲古今集羇旅　朱雀院御諱寛明醍醐第十一皇子母
太皇太后藤穏子
・は向山万葉ニ長谷王駐馬尊樂山ゝ佐保過而寧
樂乃手祭ニ置幣者妹乎目離相見条跡衣
・此御車ハ昌泰元年十月宮瀧の行幸れ
の濱へ出ぬ行ぬ
・新のこころは此度院の麓後の小屋新の
・公卿補任云　昌泰二年右大臣四年四月廿五日大宰權帥
延喜三年二月廿五日薨於西府・父参議従三位是善卿

藤原清正　左

▲新古今集雜　殿上をまち侍るとて
・殿上をまち侍るまに
・新のこころは
・中納言兼輔卿男
・天徳二年七月卒

三條右大臣

▲後撰集恋五
・新のこころは
・日本記略云延長二年正月任右大臣美平二年　月薨
・三条右大臣定方公内大臣高藤公二子
・日本記略云延長二年正月任右大臣美平二年　月薨

源順　右

水の上に
つよくふる
こゑは
たゞ
秋の
雨にぞ
ありける

▲拾遺集秋　屏風に八月十五夜の
ある家に人あまたゐしてゐる
・歌のこころは水の中もかてる月を
いとゞてまくらゆるふるうて月をと
うるをいつこゝろぞこゝろは八月十五夜
なりけりさはよかくまるこゝろ
てもらんまるそらゆたにさめ
形をて
・月をのあるこの紅もゆたにいる縁
・拾芥抄云左馬允擧男春宮藏
人能登守從五位下

貞信公

小倉山
ふもとの
もみぢば
ちるを
あらしの
ふきまぜば
いかゞ
ありなん

▲拾遺集雜秋　亭子院寛平上皇大井川に御幸今上に八行幸
仲平と行幸今上延喜
・秋のこゝろはやはあるひこゝろあるべしもどりこゝ
常なるこゝ上皇の勅あるこゝ今上のひがもあるちば
・貞信公忠平昭宣公四男母彈正尹本康親王市女
・公卿補任云延喜六年八月太政大臣越政天暦三年
八月薨七十贈正一位諡貞信公封信濃国
・皇代記云天暦三年八月廿四日薨

藤原興風　左

▲古今集雜
・
・拾芥抄云參議成孫道成男號
院藤大下総權大掾延喜十一相
模掾後五位下
・歌仙傳云昌泰三年三月十一日
任相模掾延喜二年二月廿三日
治部少丞四年正月廿五日任上
野大掾十四年四月任下総權
大掾清和院

中納言兼輔

▲新古今集意
・
・泉川は山城國相樂郡今日本紀崇神
天皇紀云官軍云進到輪韓河埴安彦狹
相挑焉故時人改号其河曰恥河今謂泉河

清原元輔　右

秋のゝ　秋の

錦　千

音　物

しつのめの　おもて

うち　てしぼれ

▲家集　小型の[illegible]実れる[illegible]

・彩のうちの八織を[illegible]

・秋の[illegible]鹿のなくなるを[illegible]

・[illegible]

・[illegible]

・深養父孫従五位下行下総守泰光一男

・母ハ従五位下筑前守高向利生女

源宗于朝臣

山里は　みぞ

佛　さ

まさり

ゝ

人　ゝ

ゝ

ゝ

▲古今集冬　冬のゝ[illegible]

・[illegible]

・[illegible]

・皇代記ニ父ハ光孝天皇皇子一品式部卿親王中納言従三位

・歌仙傳云天慶二年正月叙正四位下同年ゝゝ卒

・作者部類云天慶三年六月十日卒

坂上是則　左

ゝ　山　の

ゝ　雪

つ　ゝ

ゝ

ゝ

▲古今集冬　なゝ[illegible]

・續万葉論云此彩[illegible]

・[illegible]

・歌仙傳云寛平六年二月廿八日任甲斐掾女目延喜七年正月十三日任丹後女目所厨司同十一年任和泉掾

・作者部類云延喜廿一年正月晦日任淡路掾

・父祖不知人凡河内ハ古事記ニ天津ニ根命後

凡河内躬恒

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

ゝ

傳ハ人一首ハ[illegible]

藤原元真　右

▲家集一　卯花

・彩のこゝろハ山里ハ垣のゝ陽きもと
ゆ[illegible]くこゝろなどふ香も久しく
[illegible]
[illegible]
山里のあるさまふるもびてより花
[illegible]
[illegible]

・拾芥抄云甲斐守清邦男

・歌仙傳云天徳五年正月七日叙従五位下諸司　康保三年正月廿七日任丹波

壬生忠岑

▲古今集意三　[illegible]

・[illegible]

・壬生ハ[illegible]ハ壬ハ水のこゝろ[illegible]後人のてざこう
[illegible]集[illegible]の怒岑[illegible]和名鈔土佐国安[illegible]郡
丹生布筑前国上座郡壬生布[illegible]丹生ハ[illegible]
壬生[illegible]武人の[illegible]撰集[illegible]ハ[illegible]

三條院女藏人左近　左

▲拾遺集意　大納言[illegible]光げら
[illegible]

・[illegible]校役小角昔葛城山ゟ金峯山
[illegible]

・[illegible]

・[illegible]

・父祖姓氏不詳

・拾芥抄小大君ハ三條院坊御時女藏人左近

坂上是則

▲古今集冬　大和ゟ[illegible]

・彩のこゝろハ[illegible]

・田村麻呂四代孫好蔭男

・作者部類云加賀介干時御書所衆仕延喜朱雀二代

藤原仲文　右

▲拾遺集雜上　谷泉院東宮ヨリ

・月のうちにあるあの月の出るを見てもいにしへの人の思ひ出ること

・夜ふかせをこの世の月のふけゆくを

・信濃守公葛二男

・哥仙傳云　貞元二年正月任上野介

八月二日　叙正五位下遣大垣功　正暦三年二月卒七十

春道列樹

▲古今集秋下

・月のうちに山川のこやまかぶりたる

・きりの山

・きりの山紙　紀昭云少皇の酒の儀より

・経信卿云経　乱生山

・春道宿祢三代實録貞觀六年五月右京人因幡掾上六位物部門起賜姓春道宿祢云

・或説云新名宿祢一男延喜十年五月十九日補文章生

延喜任太宰大典廿年正月廿日任壹岐守不發向卒

大中臣能宣朝臣　左

▲拾遺集春　入道式部卿のみこ

・哥仙傳云天禄三年十一月補祭主

寛和二年十一月十八日叙正四位下

大嘗會正暦三年八月九日卒七十　延長元生云

紀友則

▲古今集春下

・哥仙傳云寛平九年正月十一日任五位掃部同十年正月廿九日任内記延喜四年七月廿五日大内記

壬生忠見　右

▲新古今集春　[illegible]

▲家集[illegible]

・歌のことばハまことにやまとことばなれども[illegible]

・萠ハ燃をこそ　日ハ火をこそ

・拾芥抄云忠岑男　[illegible]ハ

・歌仙傳云天徳二年正月三十日任摂津権大目

藤原興風

誰をかも
しる人にせん
高砂の
松も昔の
友ならぬ

▲古今集雑上　[illegible]

・歌のことばハ[illegible]

・傳ハ歌仙の[illegible]

平兼盛　左

▲拾遺集秋　[illegible]

・歌のことばハ[illegible]

・光孝天皇孫兵部大輔篤行男　拾芥抄

・歌仙傳云康保三年正月七日叙従五位上天元二年八月任駿河守正暦元年十二月卒

紀貫之

▲古今集春上　[illegible]

・[illegible]

・孝元天皇末流紀本道孫望行子童名阿古久曽

・作者部類云天慶八年三月廿八日任木工頭天慶九年卒

中務　右

秋風の吹につけてもとはぬかな荻の葉ならば音はしてまし

▲後撰集恋四　平の兼樹がやうやうかれがたになりければつかはしける

・歌の心は秋の風の吹につけても人のおとづれもなくてとはぬ事よ荻の葉ならば風に音はするものを人のつれなき事よと也

・歌仙伝云宇多天皇第四子二品中務卿敦慶親王ノ女母ハ伊勢ト云々又云朱雀院以後円融院御宇間人也卒年不詳

清原深養父

夏の夜はまだ宵ながら明ぬるを雲のいづこに月やどるらむ

▲古今集夏　月のおもしろかりける夜あかつきがたによめる

・歌の心は夏の夜はみじかきにまだよひと思ふほどに明ぬれば月はいまだ西の山にも入るべきひまなし雲のいづこにやどりて居るらむと也

・清原ノ真人者姓氏録云敏達天皇ノ孫百済王ノ後也

・大系図云舎人親王五代ノ孫房則子

○若菜事

▲公事根源云正月上の子の日若菜を奉る事寛平年中より始まりけるにや延喜十一年正月七日後院より七種の若菜を供ず天暦村上四年二月廿九日女御安子ノ朝臣若菜を奉るよし李部王の記にみえたり若菜を十二種供ずる事もありその品々は

・若菜・なづな・薺・芹

・蕨・薊・葵・芝

・蓬・水蓼・水雲・松

又ある説に白河院の御時師遠にめしてはじめて七種を供ずる事はじまれりといふ七種と申すは・薺・はこべら・せり・菁・御形・すずしろ・仏の座　七種の名なり

正月七日七種の菜を食すれば人やまひなし又邪気をのぞく術なり

・年中行事秘抄云上ノ子ノ日内蔵司供ズ若菜ヲ内膳司同供ズ之ヲ

文屋朝康

白露に風の吹しく秋の野はつらぬきとめぬ玉ぞちりける

▲後撰集秋中　延喜の御時歌めしければ

・歌の心は野辺の秋の風に吹しく白露を玉にたとへてつらぬきとめぬ玉の散[illegible]やうなりと也

・作者部類云康秀ノ子仁和ノ後也大膳ノ少進延喜三年任ズ大舎人允ニ

・若菜 蕨 薺云く 公吉又根 凡二同 松
白河院御云松ノ字如何師遠申テ云若
松ハ菘也上皇被勅云相具松進上也

▲七種若菜
・菘・蘩蔞・芹・菁・御形・須々代
・佛座 蘿 黄花蒿也 菜服
・金谷云正月七日以七種菜作羹嘗
味何事是除邪氣之術也
・同記云正月七日登岡望四方得陰
陽静氣觸其目除憂悩之術也
・荊楚歳時記云旧以下正旦至譲食鶏
故歳首唯食新菜又日正月七日為
人日以七種菜為羹食之人無萬病
・源氏若菜巻河海云十二種若菜
・若菜云く 公吉又根源・菘
・和名鈔云崔禹錫食経云温菘音嵩和名古保祢
辛大温無毒者也
・桐火桶云云又後成云く正月七日七種をさ
たゝくにもせつ七くさのまなかくには四十九たゝくなる
らるゝ鍋の人やくるも卯しきもちひて四やく
ふしのまでのるゝいりとて咲つ謠のすいふ七種
八七星くく四十九たゝくハ七曜九曜廿八宿五星あ
るせて四十九の星をまつるべし
唐土の鳥と日本の鳥とわたらぬさきに七種
なづなてたつたらたゝく 皆斗張

右近

わすらるゝ身をば
おもはず
ちかひてし
人のいのちの
をしくも
あるかな

▲拾遺集恋 ふいしんじ
・わすらるゝ身をばおもはずちかひてし男のわすれ
にけるのちいひやりけるとなんあるこ
のうたは男ハ仰せや先かんのうきてゞ名あるうれ
いつくしうる時ハ天のさゝてぞうちてのうけるあるをうしき
おきて人をちかひしをつとよみてめづる人あれ
ありし人もなし忘れ近のうたの人のおもひみて
仰のうしとる文のさし〔み〕おもてぞ仲知
・ちうひそてちうのひとりしてふとなりそうの締とをかう
るを名すうして〔き〕てゆく
・大和物語云季縄のかねの右大臣の右近本へもなるよ
らしみつとかへる

・長明四季物語云つとめて(正月十五日)のさつまの
ちのなる七種のちかいのもみ〔ぐ〕ちきよく
みちめちからて ひつくりつ海まくもつにちて
すふうちすり〔けい〕くしうさせかるゝし
・資益王記云
文明十三年辛亥正月大云く六日
云自松尾社勢若菜二合進獻
之云く
今時毎春松尾社司進獻之若
菜二合圖如此

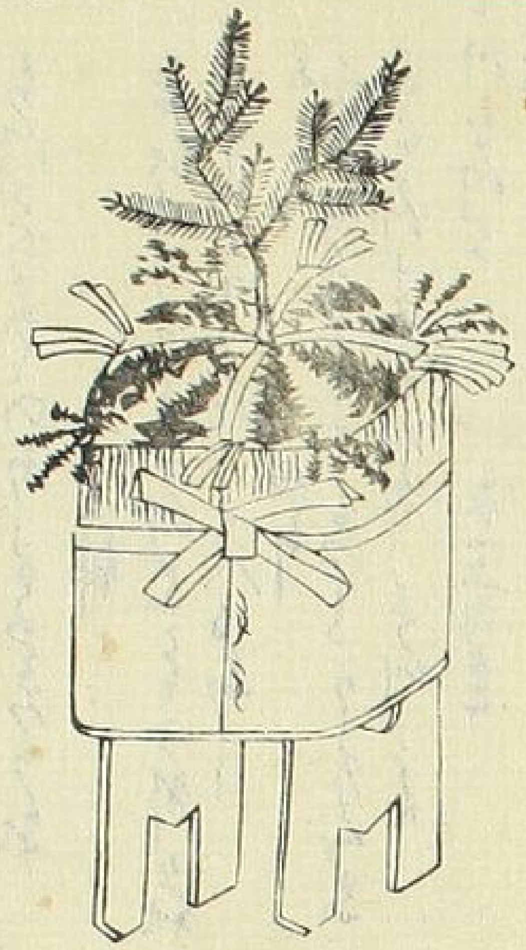

・七種
君がためあしらふあるのさかふ 公朝
なのへつきなくんゞうのの字
・薺
君うちめくしの门の〔さ〕ら種の 俊頼朝臣
あつなの〔花〕をとてものはすぞ
・おあさぢふのさてみちくみあいしよう 清正

参議等

あさぢふのをの
しのはら
しのぶれど
あまりて
なとか
人のこひしき

▲後撰集恋 人につかはしける
・わのつかもは古くを浅ぢふの歯のしのあらそがなく人にしきむ
やよ人をしなうふすがさをひつくく一二の名ありと中宮しさそ
らしかを取りふもさの人くえとちもきのふも多くうれまある
きを何かてものふふも緒りて人のさくいあかくみそ
うらいふのしむちの
・あさぢふのさのせる江をうふ日本紀神代かあいふふますふさす
を粟田豆田とあ又神武天皇の條阿波ニ散ニ拜破ニあいむ見がありし
・父ハ中納言希卿
・技葉畧記云天暦元年四月廿六日以右大弁源等朝臣
任参議
・公卿補任云天暦五年三月十日卒ス 七十三

平兼盛

▲拾遺集意　天暦御時歌合

・万葉集ハ安必意モ波受安流良年伎美乎安夜思苦毛奈氣伎和多流香比登能布麻泥

・傳ハ歌仙の所よあぐ

壬生忠見

▲拾遺集意　天暦の御時の歌合

・歌のこゝろをもて人をたゝかしめんこと

・日本紀ハ君子

・仏草紙云忠見貧賤ニテ住田舎ニ者也而ル徳ノ歌合之時有勅被召上朱雀門ノ曲殿ニ宿ス田舎ノ牡ノ

ママニテ柿ノ小袴ヲ于今持テ懸肩ニ

・歴代若草

・稲白糸

・こな　　隆源法師

・蓍　　食蔦敷蔓菁麦　将来探ふ行騰懸而息此公

・夜麻賀多迩麻祁流阿良那毋岐備比童等等毋尓斯都禾婆多双斯久毋阿流迦

・君ぐ　　為君山田之澤恵見採跡雪消之水　甫蒙裾所沾

・ちぢのこたち　西切

・さざき

・こゑ　　信實

・恵忠

・ちぐのこと　　恵度

・こゑ　　頼基

・子日事

○公夏根源云ふ八むかし一人のぐそうこの日まうでて松をのきめてあり　本雅院園城院三條院ありの時分也　仲平あそん八月ぐ八寛和元年二月十三日の朱雀院の行幸の日也　左大臣以下也　上皇御馬　殿上人　衣冠　慢　小弁　神

▲清原元輔

ちぢのこたち
うゑふる
細を
しをり
すゑの
まつ山
なつかしきかな

▲後撰集意

・歌のこゝろを沼上　人のうゑるなをうりて　歌の言を　ちぢのこたちは　こゑ　ちぢのこたちは　君を　山田を　浪のこゝろは　日本紀神功后宮紀云　新羅王誓之東日西は出河石昇星とあれば　春秋の貢を廢じ　なを　おかず

▲推中納言敦忠

あひみての
のちは
こゝろ
ふ
くるしぶれぞ
もとはなりける

▲拾遺集意

・歌のこゝろは　公卿補任云　本院左大臣時平八男母　筑前守在原棟梁女也　今昔物語　平公国信　酒宴　平中興盛　清原元輔　歌仙傳　天慶五年三月廿九日　叙従三位　任推中納言　三十七　六年三月七日薨　三十八

・年中行事秘抄云 正月子日遊宴 望四方得陰陽静氣 真日除憂悩之術也

・菅家文草第六云 虚後雲林院不勝感歎聊叙所觀序云 亦章聞于古老 曰上陽子日野遊厭老 又曰侍松樹以安腰習風霜之難犯也 和漢美而翌日服氣味之克調也

・扶桑略記云 宇多天皇寛平八年閏正月六日有子日宴行北野雲林院

清正

子日してちぢのこのもとをたのみけり
ひろぐやよよのかげをそなへる

忠岑

子日するのべとまつのもとをたのみけり
よよのかげしふるかぎりなれば

公實

子日するのべとまつのもとをたのみけり
ちよのかげしふるかぎりなれば

道濟

ひめこまつ おひくるのべよ春しして
ちよのとしをかさねふるかな

・子日宴圖

此絵はあるべきものとも覚えず

▲拾遺集意

・歌のこころは人世の中ふるにつれてものうきことのみ多くなりまさるに春の日のあたりてのどけきことは経年ありがたきものなれば人のこころもそのうらうらとのどけくあるべきにあらずとなり

・中院入道内大臣定通公よりの御ものがたりにて人丸は柿本の人麿なり

・傳ハ彩仙のこころふかし

▲拾遺集意

・歌のこころは人のこころのあさくなりまさるに世のうつりかはるにつれてものうきことのみ多くなりまさるなり

・公卿補任云 天禄元年正月右大臣四十同二年十一月太政大臣正二位同三年薨九十 贈正一位 謚謙徳公 伊尹公 封三河国 號二條摂政

・昭運要畧云 九条右大臣師輔公一男母贈正一位盛子 武蔵守經邦女

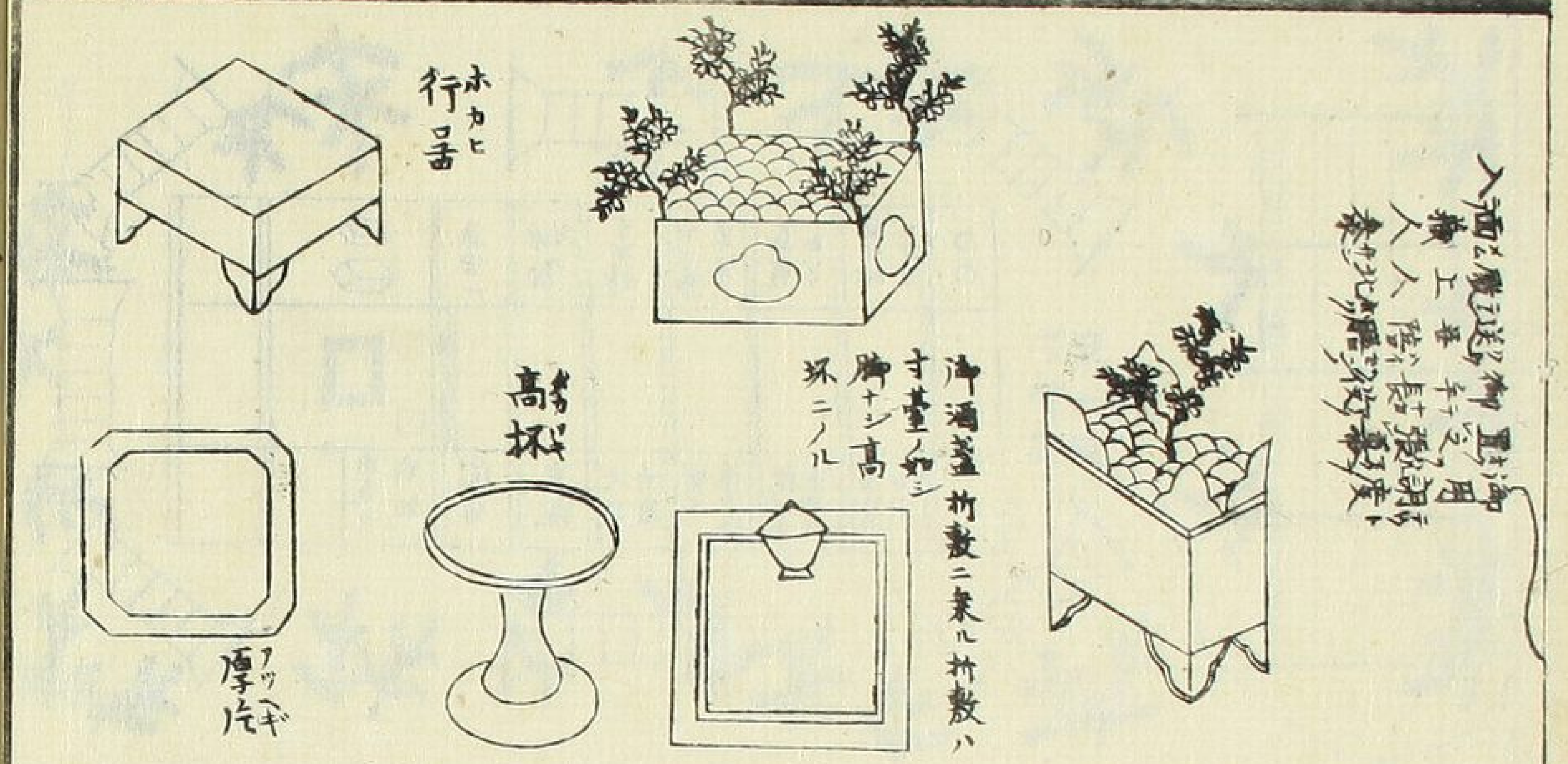

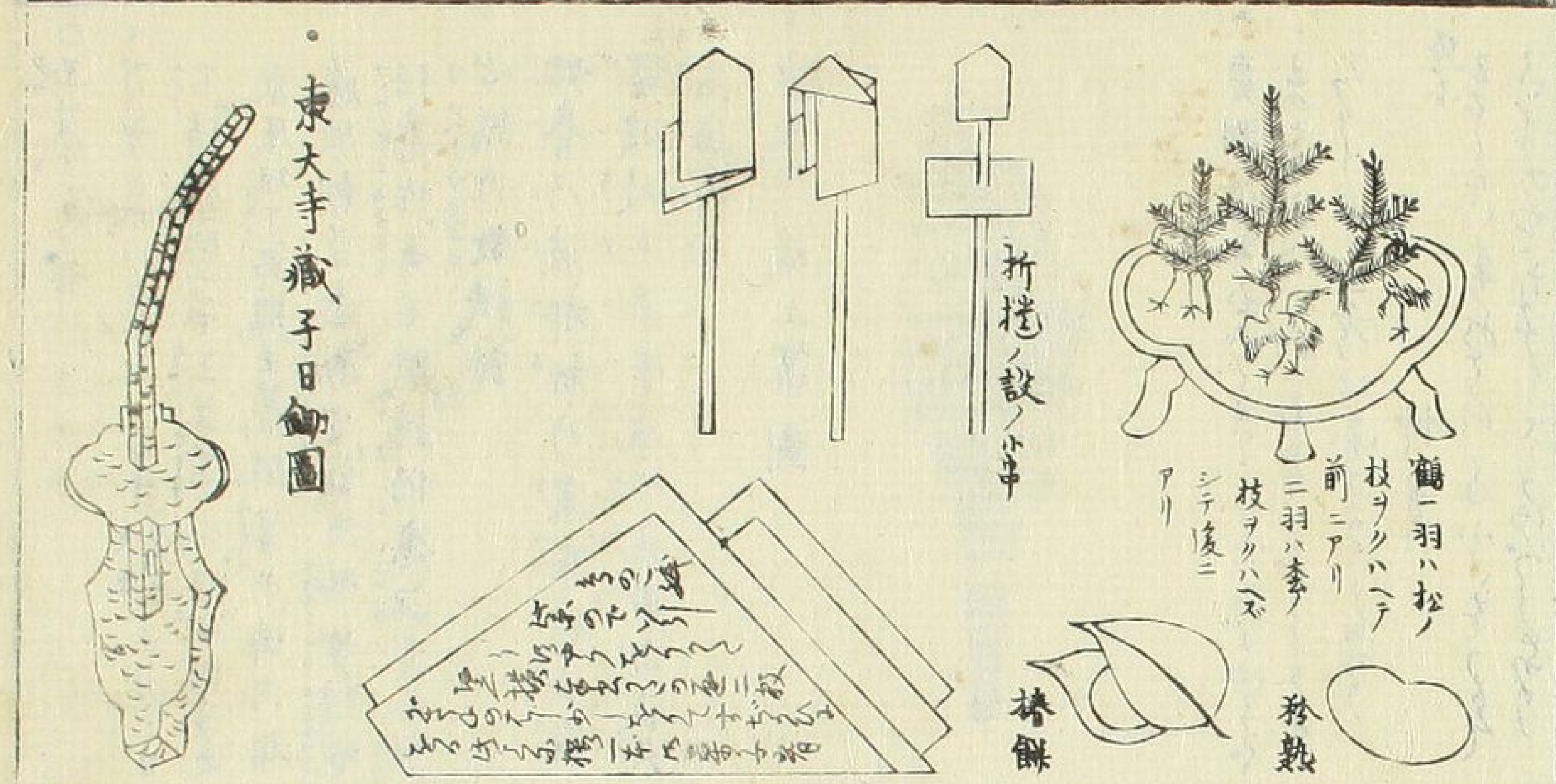

曽根好忠

ゆらのとを
わたる舟人
かぢをたえ
ゆくへもしらぬ
こひのみちかな

▲新古今集恋

●ゆらのとハゆらのみなとをいふ。わたる舟人がかぢをうしなひて、舟ハゆくへもさだめなきものにて大事なるべきことを序としてゆくへもしらぬ恋の道をたのみがたきことをいふ

●古今集

●曽祢連ハ新撰姓氏録云神饒速日命六世孫伊香我色雄命後也

●父祖不知人

恵慶法師

やへむぐら
しげれるやどの
さびしきに
人こそ見えね
秋はきにけり

▲拾遺集秋 河原の院にて荒たる宿に秋来といふ心を人々よみ侍りけるに

●河原院ハ左大臣融公の家なり。陸奥の塩竈のうらをうつして塩をやかせてあそび給ひし所となり

●秋のころ此院のあれたるを見て

●父祖不知人

○玉箒之事

・万葉集廿巻云二年（天平宝字）正月三日召侍従竪子王臣等令侍於内裏之東屋垣下即賜玉箒肆宴于時内相藤原朝臣奉勅宣諸王卿等随堪任意作哥并賦詩仍応詔旨各陳心緒作歌賦詩

始春乃波都祢乃家布能多麻婆波岐手爾等流可良爾由良久多麻能乎

・東大寺蔵玉箒圖

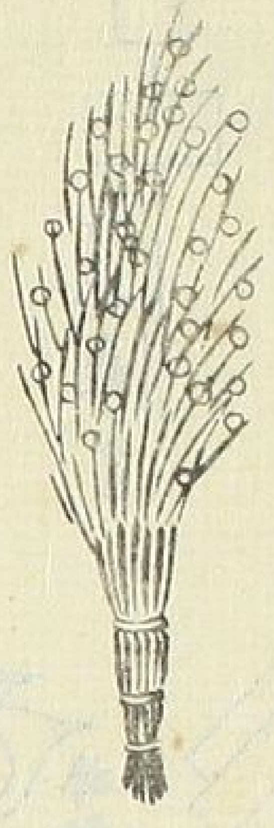

・奥洲翁云 [illegible]

玉ばゝき [illegible]

仲實

源重之

風をいたみ岩うつ波のおのれのみくだけてものをおもふころかな

▲詞花集 恋

冷泉院（村上天皇第二ノ御子 御母ハ皇后藤原安子 九條右大臣師輔公女 御諱憲平）

東宮と申ける時百首の歌たてまつりけるによめる

・歌のこゝろは [illegible]

・万葉集

雨零者瀧都山河於石觸君之摧情者不持（アメフレバタギツヤマガハイハニフレキミガクダケシコヽロハモタズ）

・六帖

いはにふれ [illegible]

・傳ハ歌仙の部の [illegible]

隆季

[illegible]

通親

西行上人

[illegible]

同

俊成

[illegible]

・俊頼朝臣・名名抄云 [illegible]

・清輔朝臣奥儀抄云 [illegible]

大中臣能宣朝臣

みかきもり衛士のたく火の夜はもえて昼はきえつゝものをこそおもへ

▲詞花集 恋

題しらず

・[illegible]

・[illegible]

・[illegible]

・宮衛令云理門至夜燃火（謂内及中外三門）並大器貯水監当（？）皆衛士燃之

諸出入者

・衛士ハ諸国の軍団より [illegible]

曲水宴　三月三日

・公事根源云　これハむかし王羲之があつまりて流れにさかづきをうかべて詩を作りしより始れり　廉の盃をうかべて文人ハ下流をのぞむ　又顕宗天皇元年三月上巳日後苑に幸してめぐりの水のほとりにあり　日本紀にあり　曲水宴ハ用の世よりはじまりて文人も水のほとりにあつまりて水上より盃をながし　吾おもをとどめざる先に詩をつくりて其盃をとりてのミぬる　羽觴を飛もあそびもこの日のあそび又上巳の日くだ人ならべて流れに水のうへにうかべて遊びし　漢土もあり　あるひハ又草の餅を三月三日に用ゆるハ周幽王よりおこりぬるといふ

・漢書外戚傳孝武衛皇后傳云帝祓覇上還　孟康曰祓除也於覇水上自祓除　今三月上巳祓禊也　師古曰祓音廢禊音係

夫五　かきながすハの字の水にうかべてくる花のさかづき　公朝

新六　たえずこそ水のまにまにながれつつハの字の水のさかづき　慈圓

万十九　漢人毛栰浮而遊云今日曽我勢故花縵世余（カラビトモフネヲウカベテアソブトフケフゾワガセコハナカヅラセヨ）

夫　吾せこが花かづらせんりう国のむかしのかたをおもふかさけり　隆季

・孟　六百番　いかにして人のあらそふさかづきの浮びてながるる流れなるらん　定家

・羽觴杯　桃の花うかべてながるるあふむのつき　慈圓

・とぶハ水　六百番　めぐりあふ水のながれのさかづきに浮べる花のさかづき　定家

・桃李不言（トウリモノイハズ）　千載　さくらの花ものいはずとも山のおくハいかにぞ　師光

・上巳　玉葉　あひにあひて桃の花ざかり上の巳の日とてくみかはすめりん　慈圓

・桃の花の杯　めぐりあひてながるる桃の花のさかづき　為家

・六百番　まちのさかづきちる花をうかべてあそぶ　女房

・めぐりくるのさかづき

▲草餅
・十節録云三月三日草餅何　昔周幽王淫乱群臣愁苦　于時設河上曲水宴　或人作草餅奉幽王　王嘗其味為美也　王曰是餅珍物也

ふじはらのよしたか
藤原義孝
きミがため　をしからざりし　命さへ　ながくもがなと　おもひけるかな

▲後拾遺集恋

・きみがためにハをしからざりし命をもあひ見てのちハながくもがなとおもひけるかな　うつしごころにもあらで　此うたハ後のあふ事をもねがひてよめるなり　又万葉集の仮名を用ひ　後撰の頃よりかなをつかひし事あり

・父ハ謙徳公

・義孝ハ右近衛少将従五位下天延二年九月卒

ふぢはらのさねかたのあそん
藤原實方朝臣
かくとだに　えやハいぶきの　さしも草　さしもしらじな　もゆるおもひを

▲拾遺集恋

・かくとだにえやハいぶきのさしも草さしもしらじなもゆるおもひを　女にはじめてつかはしける

・えやハいぶきの　いぶきハ近江の境ある山なり　さしも草ハよもぎなり

・同　六帖　なほざりにやおもふいぶきの山のさしもぐさおのがおもひにもえやわたらん

・父ハ大納言左大将済時卿　竹省の類云長徳四年十二月卒

可獻宗廟周世大治送至大平後人相傳作草餅三月三日進于祖靈草餅之興從此始

・公事根源集釈 松下二十節録 故実非也云々 草餅ハ幽玉三始二非ズ草餅ハ鼠麹草餅也 本草陳藏器曰荊楚歳時記云三月三日取鼠麹草汁密和為粉謂之龍舌粉以厭時氣日本ニテ鼠麹草ヲハコブサト云々

・文徳實録一巻嘉祥三年九月辛巳嵯峨太皇太后崩壬午葬太皇太后于深草山遺令薄葬不營山陵先是民間訛言云今茲三日不可造餌以無母子也識者聞而惡之至十二月宮車晏駕是月亦有太后山陵之事其無母子遂如訛言此間田野有草俗名母子草二月始生莖葉白脆每屬三月三日婦女採之蒸擣以為餌傳為歳事今年此草非不繁生民之訛言天假其日

・和名鈔云本草云蒡蘆子紅音滝和名波々古

・義孝少将集云ひづるのさーふのあさん 二月二日草をもちひにそなへ侍りけるを つくりて色ふかうしろきをみて 草をもちひにまぜてつくりてまゐらせ侍りけるを 大納言殿 ふかくさのみやこのうちにすみなれてはるのくさにはあらぬなりけり

・文ハ恒徳公 為光公

・業平朱雀のうつ子ゆゑ 業平の業を粟田の関白 道兼の義

・大鏡ニ 摂津守 紀 信濃 ハ 信濃の上 ニ

▲拾遺集意　女のもとにつかはしける日くれてつかはしける

源道信朝臣

あけぬ待ぬ
くれぬ
ものを
なぐさ
ちかうめ
ぬ
ぬ
ぬ

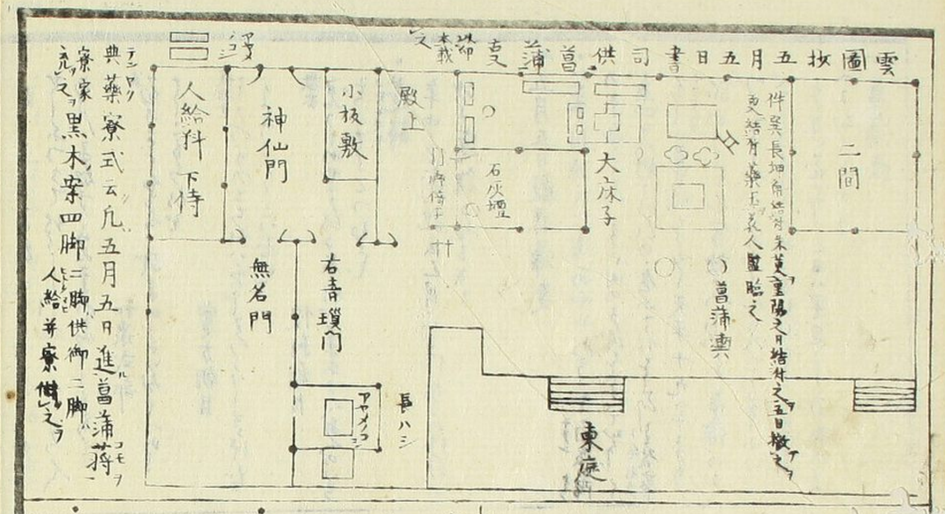

▲新古今集 忘 中関白を陸公うまれたまへりしの

儀同三司母

わすれぢのゆくすえまでもうらみしがなれはつらさのいのちなりけり

▲儀同三司八東漢延平元年鄧騭ら初め後漢書鄧騭傳

▲拾遺集雑 大覺寺ふ人〜

大納言公任

▲拾遺集雑 大覺寺ふ人〜

[illegible]

・九月のあやめ　後撰ちきり

・菖蒲のあやめ　落葉

・藥玉

延喜左近衛式云凡五月五日藥玉料菖蒲艾（捻菖蒲尾三束）雜花十棒（塵尾三居）日平旦中内侍司列設南殿前諸府準此

・源氏螢巻河海抄云クスダマ續命樓

・絲　綵　靈　綵　索ナドカケリ何レモ藥玉ノ躰ニ五月五日絲所ヨリ藥玉ヲ供ズ去年ノ菊花茱萸ヲ撥シテ御帳ノ東ノ柱ニ結付ルナリ

・雲別消息云今朝自或所給菊一流作ル百草之花貫ク五色之絲擬単虫形插其花房芳馥之美古典有感古人云慈續命捧則益人命

・霍公鳥痛鳴（ホトトギスイタクナキ）汝音乎五月玉尓相貫（アヘヌキ）左右ニ

▲後拾遺集意

[illegible]

・[illegible]

・父八大江雅致　母八越前守保衡女（間子内親王乳母）

・上東門院（一条院后彰子）の女房和泉守橘道貞妻也

和泉式部

あらざらむこの
よのほかの
おもひでに
いまひとたびの
あふこともがな

相撲

[illegible]

西切

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

▲藥玉圖

糸ノ長サハ尺ハカリスガイトヲヨリ合ハスヲ十六色ヲ用ル或十二色歟

・あやめをつく　經信

[illegible]

・清涼殿　法性寺関白

[illegible]

▲新古今集雜

[illegible]

・闕院左大臣冬嗣公六男良門（勧修寺祖贈左大臣）七越前守為時女

・左衛門佐藤原宣高妻

紫式部

めぐりあひて
[illegible]
わかるゝまゝに
雲ぢ[illegible]
[illegible]

さ衣ノ六ノ上 あやめ草[illegible]

[illegible]

堀川百首 五月雨の[illegible] 基俊

あやめ草[illegible]

後拾遺 橘あやめ[illegible] 俊成

全集 あやめ草[illegible] 卯性

大和 ●薬日 [illegible] 貫之

又 [illegible] 惠慶

▲樗

五月五日樗を人のもとへやるとて 和泉式部

[illegible] 俊恵

日 [illegible] 藤原信宗

●公事根源云 ひくあやめ[illegible] 昔

神功皇后の御子五月五日に舟にのりて海をわたり[illegible]

▲後拾遺集意

大弐三位(だいにのさんみ)

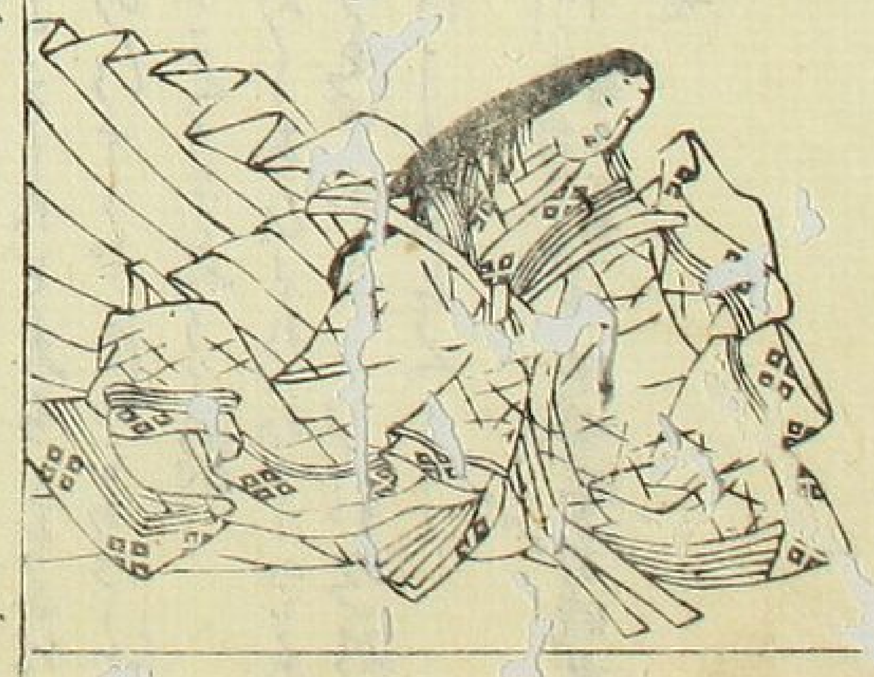

有馬山(ありまやま)ゐなの笹原(さゝはら)風(かぜ)ふけばいでそよ人(ひと)を忘(わす)れやはする

かれ〴〵になる男のおぼつかなく[illegible]

[illegible]

●父ハ藤原宣高 母者紫式部 大弐成章(なりあきら)妻

●後一條院の御乳母(めのと)

●事物紀原云 [illegible] 屈原[illegible]

[illegible] 角黍 風土記 [illegible] 粽 [illegible] 以 菰葉(こもの) [illegible] 熟 節日(せちにち) [illegible]

取陰陽尚包裹之象 一曰因屈原也

▲六月祓

●公事根源云 大はらへといふハ[illegible] 素盞(すさのを)[illegible] 六月十二月二[illegible] 解除(けじよ) [illegible] 天武天皇の御時より[illegible] 臨時 [illegible] 大祓ハ百官一同に[illegible]

法性寺関白忠通の記には[illegible]

[illegible]

▲後拾遺集意

赤染衛門(あかぞめゑもん)

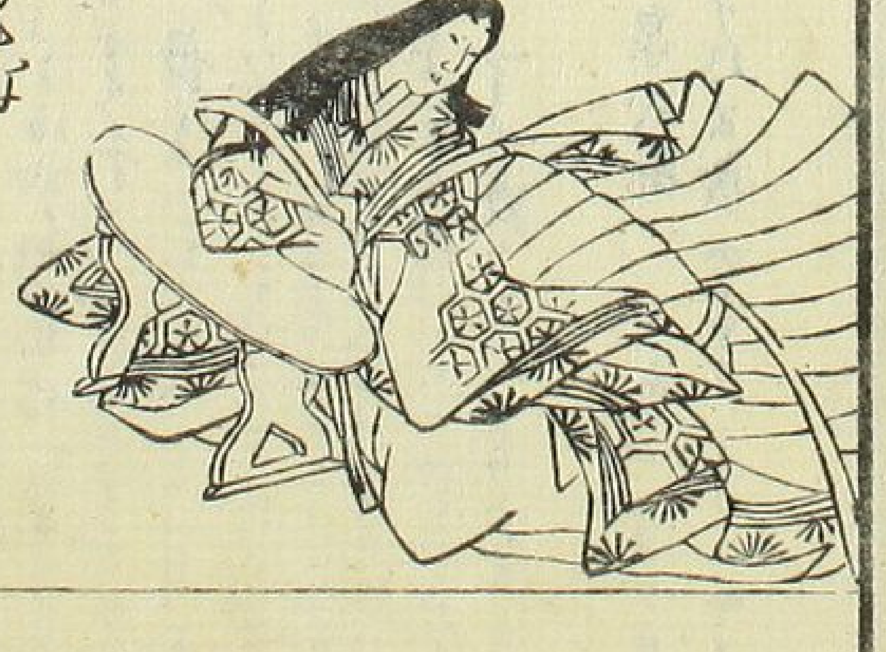

やすらはで寝(ね)なましものを小夜(さよ)ふけてかたぶくまでの月(つき)を見(み)しかな

中関白道隆公が侍従にて[illegible]

[illegible]

●父ハ大和守時用

匡衡(まさひら)の妻 挙周(たかちか)が母也

・日本紀天武天皇紀云五年八月辛亥詔曰四方為大解除用物則国別国造輸祓柱馬一匹布一常以外郡司各刀一口鹿皮一張钁一口刀子一口鎌一口矢一具稲一束且毎戸麻一條

・園太暦延文二年六月廿日條云

六月祓之事

一重服之人惮之条流例也

一軽服之人除服以後雖不可及其沙汰不惮之条近代之趣不遑

一永徳二年大閤兼関白殿六月祓之事沙除服以後之事勿論歟道言之所存淮女相違歟

一左應建春門院沙祓沙除服之有無不見歟定有沙除服被行歟然又勿論歟

一師遠家業等之説於重服之人者可惮之条勿論也姓者可惮之条尤以可審之

一向不惮之

一鹿食人禁忌事所見只今不分明但於此者七ケ日以後可惮之由定之歟然去被祓日数以後不惮

一職中禁忌事天永・保安・安貞例祖先之見及之所詮於職中大中臣祓六月同前祓或行之或惮之然者其例不同歟

小式部内侍

大江山いくのゝ道のとほければまだふみもみずあまのはしだて

▲金葉集雑　和泉式部保昌にぐして丹後の国に侍りける比都に歌合のありけるに小式部内侍歌よみにとられて侍りけるを中納言定頼局のかたにまうできて歌はいかゞせさせ給ふ丹後へつかはしける人はまゐりにたりや……

・丹後の国……

・文は父は和泉守橘道貞　母は和泉式部　上東門院女房

・栄花物語にもこの人の事見え……

以上

一軽服之人除服以後不惮之条勿論之歟為服日数中令除服者何有子細乎

一重服人不惮之条勿論之但同服人不能有惮歟

一喪家中不惮穢又以有其沙汰但葬礼中行之条先規存之又出仕行用諸費之条猶以不慮事歟但先例不可惮

以上

・園太暦延文三年六月廿日今日六月祓重服又可為之師遠説之師大外記師遠六月祓重服無妨之雖穢物不憚曽貫陰陽氏家業説又同之然之實数元来雖有祓不宜之上暮月雖令然至今夜彼祓之条尤大切歟然而未敢見及今夜之行事只今案此外有事之此中後日同泰尚入道云子細且近高来二代六月祓不皆武抄清歟之旨申也

・山槐記治承二年六月廿九日壬辰天晴午後大雨今夜節折諸忠又先六月祓閏月不行之古家或今夜祓之先例不同之閏有六月年之例大同元年・延喜元年・天暦十年・貞観元年同

伊勢大輔

いにしへのならのみやこの八重ざくらけふこゝのへににほひぬるかな

▲詞花集春　一條院の御時奈良の八重桜を人のたてまつりけるをそのをり御前に侍りければその花をたまひて歌よめと仰せられければよめる……

・父は祭主大中臣輔親朝臣

・後拾遺集序に伊勢大輔の……

同廿年同長和四年同長元七年同永仭三年
同久安同大同以後久安四年迄十六月年
大暦如此歟延喜長和四長元七永保
久安四ヵ之年皆以十月二被行之然則
八ヶ度之中已及五ヶ度先以十月被行歟

茅ノ輪圖

チガヤヲ丸ガ子テ
上ヲ厚紙ニテ
マキノリニテ
トム八

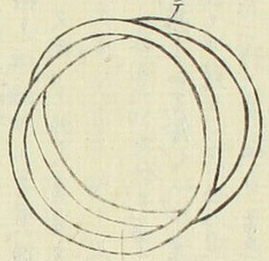

被筒圖 ツノウヘナ巻マキタル
紙ヲ折カヘシノリニテ
トム

麻

コヨリニテ結ブ

•園大暦貞和五年六月廿日天晴今日
六月被如例 予並大夫出座 公卿座為
陪膳 光源朝臣衣冠 復返 永季布衣
袈裟 又為高倉殿 陰陽師下家司

皆如例

•従中年中行事云六月毎日入供物盛ヲ
アリ云ヘリ此時麻ニ入ヲヨリ茅ノ輪ヤニテ
調ル上ニメサル、時ハ中臈 内侍 為之
ナリ次ニ別當ヨリ以下殿人為之麻ニ入
ヤウノ事右ノ手ニ麻ノ葉ヲ長一丈計
二三本紙ニツヽミ持テ左ノ足ヨリ
入右ヨリ出ル以上三度ナリ此時哥アリ
オモフコト皆ツキ子トテ麻ハヲキリ
ニキリテモハラヘシルカナ

•ちの輪 為家

•菅貫 師頼

左京大夫道雅

清少納言

▲後拾遺集雑 大納言 [illegible]

▲後拾遺集意

•歌ハ伊周公

公卿補任云長和五年後三位左中将 [illegible]
遷左京權大夫 二年十月

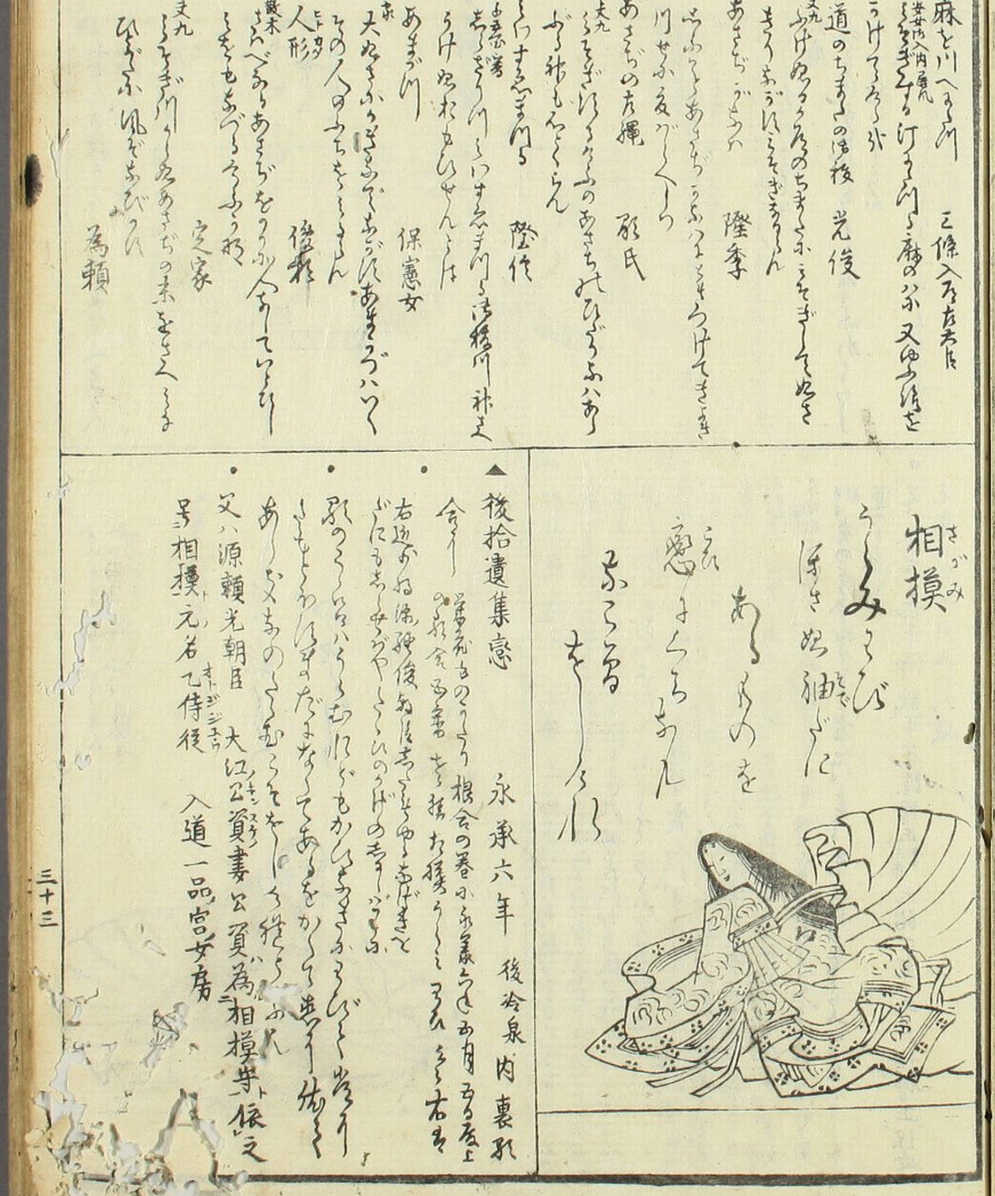

・麻と川へる川　三條入道左大臣
　　久安百首内裏
　　ぎをうけてゐる川　麻の葉　又色ある紙を
　　うけてゐる水
・道のちまたの法師　光俊
　　文九　ふけゆくるあのちまたふ　ゑをぎしてぬさ
　　きうふ　ぶんぶくうそぎうん
・あさぢ　ごとの　隆季
　　ふふふ

・人形仕立圖

マシヤウ如此ニ串ニ六ヤメバ歳目ノ処幣ノ如クニタレサガルモ

・人形ノ圖

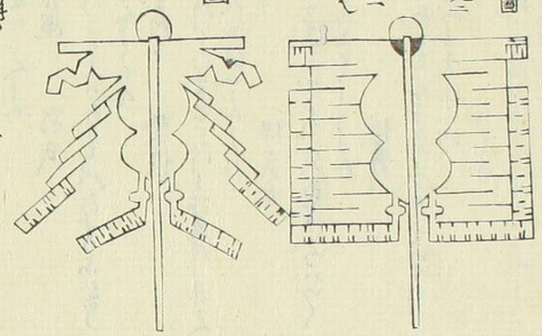

・大麻

みそぎ川きよけばあらく大ぬさふかくうつ
ちをとれいまこらん

・大麻

ぬさとは麻をきりてゆふなどやうのものなり
たとへあらはしたるものなり

大僧正行尊

手をたをりかく
ばかりおもふ
山ざくら
さくらのゆふ
まる人をあし

▲金葉集雑上　大峯入の世継物語云然程に貴く門ようらをたらふ役小角然の
・彩八三月つごもりの四月のそめのあけぬれば山のきはうすくあ
あををををゆかぬ傷をきれば如何ぬ傷の残らるとそ
・又八泰義基平卿號平等院僧正寺　天治二年五月任僧正保延
元年七卯二月五日入滅

○七月七日　乞巧奠事

▲公事根源云七月七日乞巧奠事　七夕ふるあり公義公家
どもとりふ物とのへて乞巧奠あり清涼殿の庭
ふつくる四脚をたて燈籠九なおのく
灯あり机のうへ火をうつもうつ
ちくさのあり　ささげ　ささげ　水をうつて
大ぎくはれ　をうつ　琴のこと　ちぎ
をとて　をとて　をとてをちぎ　ふとの　ぬ
つまなぎ　きてうま　呂律　秋の　しべし
ぬ八　私　ぬて　ゆる　ぬ　ぬ
鵲織の　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ　ぬ
ぬ

神酸八腹中のきをさとし院威八竿上ホ
禪をゑ向しとめしも行るゆや

▲紅家次第八云七月七日乞巧奠事
當日掃部寮鋪葉薦於清涼殿東奠二
當南第 其上鋪長筵東西
三間
内藏寮官人持雜器奠物一隻於仙華門
外雜色以下傳取供之
朱漆高机四脚立筵上二東西案二脚在北
之其東南机南妻居菓子等・一坏多一
二坏枇・一坏大角豆・一坏大豆・一坏熟瓜・二坏柿子
二坏詩地北妻居酒坏一口
・西南机 同上
・西北机 居香鑪一口納殿百和香 居朱彩
花盤一口盛神泉苑蓮房ナ居
・置秋葉一枚 飾金針七針件針別有七
孔也五色糸纏合奠之
七孔針 前楚歳時記云七月七日牽牛
織女會天河此則其事家ゝ婦結綵
纏穿七孔針或金銀鍮石為針ト設凡
菓於庭中以乞巧有朱子羅於菓上則
以為得巧前例件針金銀各紙一枚而
近代各七可供之
・東北机 同上但無針
自御所申下第一張置東北茅机上

▲後拾遺集雜一 例ものいひてのち侍ものがたりとて侍ものがたりとて
・[illegible]
・[illegible]
・[illegible]
・[illegible]
・大御又ハ冷泉院・大御母 贈皇太后藤原起子 兼家公・御諱ハ
居貞・長和五年正月讃位・寛仁四年九月九日崩御 三條院 御年四十二

三條院

北妻 延喜十五年例用和琴裏書云立
柱百三絃常用半呂半律秋調
也子
立黒漆燈臺九本於件机四脚角再中
央如布數謂 内藏寮供御燈明用土器
文九枝燈
件中央燈明有西説向北或向御前
召内侍取形五合散机上及筵上立殿
上御倚子於庭中或无之為二星會
合也 今殿上侍臣持香 窺之藏人取御挿鞋祖
候座鋪於河竹臺東為雜色以
下祖候座 或可候南 或有御椅
御作文等事畢給禄及曉更撤
之事了下格子 雖遠明猶下
之亦上之
諭闇時祭 天應八
・内裏撤時猶祭ヲ和二
・雨濕時設於仁壽殿西廂下行支
藏人終夜東帯監臨候小板敷雜
色以下ハ終夜遙撿知之束帯
知信記云 天承二年七月七日夜有
乞巧奠事下官依為行支著束帯
叅宮供奉奠物其儀□畫御座庭

▲後拾遺集秋下 永承四年 後冷泉 内裏歌合よりの
・[illegible]
・[illegible]
・[illegible]
・[illegible]

中掃部寮敷薦二枚其上絶長
莚東西妻 其上立赤漆高机四脚皆東
西妻件机木工寮進之而依異境美
麗造調為永年物在廚今日用之北二
脚居十六坏色目見 南二脚中央横置
箏一張南西机辰巳角居火取一口 龍
脳香 其西敷楸葉一枚碗置五色糸
其西敷同葉盛蓮南東机未申角居
御鏡一面 同蓋 其東敷楸葉一枚差
金銀針各二穿五色糸 其東敷同葉
又盛蓮花立燈臺九本三行立之
北廂北砌内掃部寮司敷帖為侍
等通夜座諸司女□官侍等束帯
供奉雑役長以下無官侍兼日□催當
日参集刻限結番次勇通夜祗候検
知行支宮司同前自御所申出物
琴 火取 御鏡
内侍女官持参白粉散□聽弁備
衛重進大盤所又居侍所饗宴如例
廳相□云々巧奠料米五石四斗
油三斗□

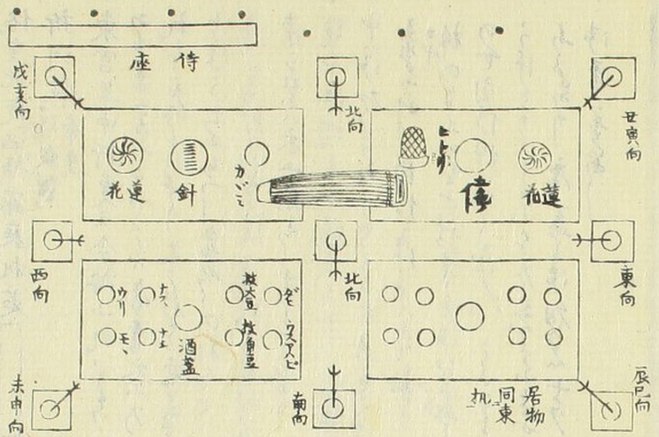

▲雲圖抄圖大概同之但燈一向逐南
又相對有新敷又此圖盛茄子坏盛
挑々坏盛瓜々坏盛茄子又火取十
クシテ琴ヲ置タリ此外此圖二有十ジ
年中行支秘抄云金谷云錦繡万七月
花谷之

良選法師

さびしさに
やどをたちいで
ながめれば
いづくもおなじ
秋の夕ぐれ

▲後拾遺集秋上 経信卿
・ながつきのつごもりがたのあるあさ
せんすどもをふきあつめてはらへすとて
・ながつきのつごもりがたのあるあさ
・ちりはらへすとてよめる
・秋の夕まとよりのふかきをしりてはなのあるかぎりをこそ
・作者部類云文祖不詳 母賢方家童白菊

大納言経信

ながつきの
つごもりがたの
ある
あさの
秋のまちやふ

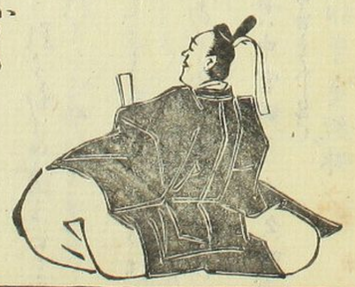

▲金葉集秋 師賢卿長の今日は陣の出でぬふ人々
・ながつきのつごもりがたのあるあさ
・ながつきのつごもりがたのあるあさ
・父八中納言道方卿
・公卿補任云寛治五年大納言八年六月大宰權帥嘉保三年生
正月薨於西府八十

七日二星歡會夜也俗人候之或有天漢中変々白氣有老禰五色以此為微應更祚而願乞富寿乞子孫者有斯乞唯得求一不得無求三年乃得自古有其驗

・風土記云七月七日牽牛織女會天河俗重此夜洒掃露庭机莚□祈河穀河穀謂牽牛

・東宮年中行事云今梅ふ机うちかも素こかるふもふくハ毎書寮乃机を見ふ〳〵ふ〳〵ふ〳〵を毛を毛ゆ七ふうちふふつ一ふ毎〳〵の机とと〳〵の〳〵ふけ〳〵ふて後ふの机を見ふ〳〵東こかふハ木工寮ちふ〳〵ふてふる

・院中事内〳〵事儀式云七夕後禁中事祓〳〵ふ〳〵ふ〳〵ふ

おもしろさこころくし七日八・七百首の歌
・七調子管絃・七十韻連句・七十韻
の連歌・七百の数のまり・七献の
酒くさまざまのこと有るべきなり
・康富記云享徳三年七月丁巳抑
今夕於禁中七ツ物七ツ以上五其後
御樂可有之由被定地下後中松院
御代被興行之後絶仍洞院内府
有申沙汰既可有之由治定之處
樂人等有申子細事各不奉供仍
俄被畧云々
・親長卿記云文明十二年七月七日
晴今日七種夏
一鞠　一揚弓　一樂
一郢曲　俊人ノ故障無之　改用碁ノ　一和漢五十韻
一和歌　題賦之　兼日七首
當日被講講師　元長
讀師　飛鳥井黄門
一七盃飲
人數　平
中御門中納言　飛鳥井中納言
侍従中納言　新宰相　基綱

源俊頼朝臣
うゝゝゝ

さくあやまんこうしき

・くるるくづめ
五月ガ月ガキギトキコヒヒポシトタナバタヅイトコヒヒアフシモ
天漢梶音聞孫星与織女今宵相霜

・ふひげ　あた
志のびくう　さををくるくるひげ　てのかたの室

・あうぐ　りの
サバ　ふるくばくの　ほやつげうんくまぐづめの
あうぼーのうけ

・使の体　図
あ　くるるくれ　ぜうくぐぬこうひうく使のを
をくくやまりうん

・あまの川
天アマカハキリタチワタル　ケフケフトワガマウキミガ子
天漢霧立渡且今日今日吾待君之舟
出為等霜

・や次の川
安麻泥良須可未能御代欲里夜洌
能河波奈加尓敝太豆々弁可比多
知獲泥布利可波之伊吉能辛尓奈
氣加須古良ゑ

・やまのうう　重家
くるるくふあつせいうきやまの川　やまの
ううもものうくう

・ううう　守

法性寺入道前関白太政大臣

わ多れ川
こぐいでて
ふ山ぢ
久ぐれ
くもの
みをのぐ
沖つ浪

▲詞花集雑　物院　崇徳院位子於りまし時海上
ハ海のうふあるぐ出り仲のうをの
めを向伏ふふ仲つ法のつをうをあ
ぐをのうをう　生ぐ
父ハ知足院関白　忠実　母ハ六條右大臣　顕房女
法性寺殿　忠通　續世継云保安二子関白ヲ
ふりあ　ぐ因四年四月讃岐の帝　位つを
捨ぐうき
・百諫抄云應保二年六月於法性寺出家　長寛二年二月
薨ぐ

渡守舟早渡世一年尓二遍往来
君尓有如久尓

・あまの川　ゆり　花を左長歌大近
久ぐれ天の川ぐ　ぐ

・あまの川門
ヲ子ヲボシトタナバタヅイトコヒヒアフノカハトニ　ヒヒ
牽牛与織女今宵相天漢門尓波
立勿謂
サバ
久ぐれ　ぐ　ぐ
ぐ

・行津
ヒコホシ
彦星之川瀬渡左小舟乃得行而将泊
河津石所念

・あまの川ぐり　ぐ
織ぐ　ぐ　ぐ

・たぐ
天漢棚橋渡織女之伊渡左年衣棚
橋渡

・あまの川ぐ　ぐ
ぐ

▲詞花集意　年ぐ
・あのぐ　ぐ　ぐ
・万葉四尓一瀬二波千遍障良比逝水之後毛将相今尓不
有十方ぐ　ぐ　ぐ
・皇代記云御諱ハ顕仁鳥羽第一御子御母ハ待賢門院璋子
白河院御猶子實公實卿女
・保安四年正月受禅　同二月即位永治元年十二月
位保元元年七月　仁和寺御出家同廿四日奉授讃岐国
長寛二年八月崩　讃岐国　治承元年七月奉謚
徳院　百練抄

崇徳院

せをとやま
せをとの
あまの川の
われてもすえに
あうまでは

来敵

・天ノ川　久堅ノ天漢ヲ上瀬ヲ珠橋渡下瀬ヲ船浮居雨雲而風不吹登毛風吹而雨不落等物喪不濕不息来座帝玉橋渡　冷泉入道右大臣

・雲の白川　天漢打橋渡妹之家道不止通時不待友　崇徳院

・かさぬ山　後二條院

・ふる絲　天漢良者立友吾舟者牽撈出夜之不保間尓　公經

・つまむくふよ　銀川ちどりのつまむくふよ　基俊

・ての中ふよ　影仲

・ふる雪　彦星之川瀬渡左小舟乃得往而将泊河津石所念　清輔

・うすぎりの　会のそら　公經

・ふる雪　天漢　光經

・ふる絲　天漢良者立友吾舟者牽撈出夜之不保間尓　公經

・つまむくふよ　銀川ちどりのつまむくふよ　基俊

・ての中ふよ　影仲

・ふる雪　彦星之川瀬渡左小舟乃得往而将泊河津石所念　清輔

源兼昌

左京大夫顕輔

秋風に
たなびく雲の
絶間より
もれ出でる月の
影のさやけさ

▲金葉集冬　冬歌の中の島にて

・秋ハ美濃守俊輔

・無昌ハ後五位下ニ至后宮大進

▲新古今集秋上　崇徳院ノ御前ニ

・顕輔卿ハ保延三年従三位五年左京大夫七年皇太后宮大夫久安四年正三位久寿二年五月出家

・つまおりぶし

・ゑみぢのあま

・とりてるあま　上総乳母

・かぢ　吾嬬子ニハ裏意母者天河夜舟漕動梶音所聞

・かい　此ノ歌零来雨者男星之早漕船之賀伊之散鴨

・ふるのつふ　安徒波疑ニ安々保敝流和我母奴礼奴等母徒美我美布祢能都奈之等理

・水くみ　為理

・水の井　天漢水張草乃金風尓靡見者時者素之

・ふるの水　花宮院　水のけまれるもあひきすぐしくもぬるの川うぜ

・水くみ　大納々範光

・ふるの水　遠礼門院石京寺更

・千載集　憲三　正省のなまこうさまにて

待賢門院　堀河

ながもの
むもれ
しぶ
くろみ
墨繁
こぶかく
ふかき
ものを
こころ
ぬれ

・待賢門院　御父八閑院大納言公實公白河院御養子鳥羽院皇后東治元年二月御出家久安元年八月崩

・堀河　神祇伯顕仲女

・千載集　憲三

後徳大寺大臣

・後徳大寺殿　實定公　壽永三年正月内大臣　正二位

・後徳大寺殿　實定公　文治二年左大将十月右大臣五年七月左大臣　久二年六月出家　五十三

上総乳母

後成卿

為重卿

言継卿

崇徳院

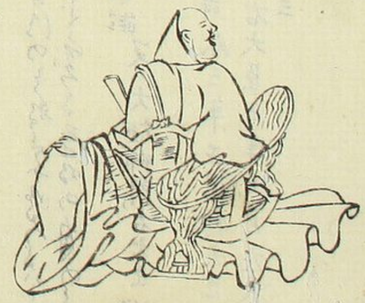

▲千載集 恋

・又治部卿清孝

・道因本名八敦頼後五位下右馬助大系圖古今著聞

・この衣 後鳥羽院

・天の羽衣 六條院宮内

・みち一 皇性法親王

・あるも 西行法師

・ひれ 藤原俊成

▲千載集 雑中 述懐 西行

・父八権中納言俊忠卿

・公卿補任云安元二年二月皇太后宮大夫同二年九月出家六十二号釋阿元久元年晦日薨

御我登織女之其屋戸尓織白布織
旦兼鴨

・鶏ひ〳〵
後拾遺
〳〵ふてん鶏ひ〳〵ふうぐ尻つ〳〵〳〵や
ものゝふのをゝ打〳〵

大納言忠良

続古今
所のふ鶏ひ〳〵ふやたゞ〳〵れひとりるやの
〳〵ぶりちうん

・まをものゆひ〳〵　絲師先

新続古今
たゞ〳〵ものゆひ〳〵りの所てゝ〳〵〳〵え
出りあひのを

・たゞすふつ〳〵　政長　西川吉義

春日社法示
〳〵ふ〳〵れもすゞものゆもゝ〳〵ぞさをる
〳〵すのつ〳〵れ〳〵も

・孫ひのいと
新古今後集
ゆ〳〵ちのんゞ〳〵ぞ〳〵ふ〳〵れあ〳〵ゆ〳〵ひ
のつ〳〵ふ〳〵〳〵ん

・つ〳〵のり　仙英

春日法示
〳〵つ〳〵れ打〳〵ふつのりもあ〳〵ぞさを〳〵ぐ
〳〵すのゆ〳〵き

・いれて〳〵
拾遺
棚機之五百機立而織布之秋去衣
孰取見

後鳥羽天皇

菅原清輔朝臣

あ〳〵ぐ〳〵へぞ
ま〳〵ふ〳〵ぐ〳〵
しのばゝれも
ま〳〵ぐ〳〵ふぐ
ま〳〵〳〵ぐ

▲新古今集雑　ぶいしば
▲家集云三條内大臣のいまぐ中れあ〳〵れ〳〵ゆ〳〵
ゆ〳〵れ
・れの〳〵ゆ〳〵ゆ〳〵れの〳〵ゆ〳〵ゆ〳〵ゆ

・秋風　後九條内大臣

・紅葉のしぐれ　大七　静のうへぞ　ちぬ〜〜　しぐれもしぐれ　しぐれ　ふるやくらん

・くまのまち〜　定性法親王

・ふくれ集　ふくれてこの初ちぎりさよあくてひのまちつすぐしも

・いとまろ〜　五十　ガコフレ　アホ　オモワコヨビモガ　アガ　ラテメリ　吾葦意冊穂面今夕母可天漢原石枕　ラマノ　巻

・いとまろ〜　建礼門院右京大夫

・たまぐしけいの枕　ふるひそ　流〜　ふる〜　えまろ〜

・為理卿

・七夕七十首　ふるとり　天のゆ〜　ゆ　ふる　神の　すぐ〜　ふる〜

・袖まろ〜　後京極摂政

・百首　ふるあめ　ふる　ゆ　ふる　ゆ　ふる　ゆ

・玉のをぐし　入道太政大臣

・かくること　泰議秀經

・花ぐし

・幣

天漢瀬毎幣奉情者君平幸座跡

・月のふるさと　祝忠や

・あさぼらけ　雅昭

・なぬかの日　三つ

・まくら　清輔朝臣

皇加門院宮内

あさぢふのあしの

うきまの

一ねゆえ

ふるさとをこそ

思ひそめしか

▲千載集意　摂政右大臣の母の歌なり　後朱雀

・彼のころ御堂殿の御子の中に

・重陽宴　九月九日

・公事根源云九月九日八月日ヨリテ作ル菊花の宴行ハ[illegible]

・重陽の日の宴

・公事根源云九月九日八月日ヨリテ作ル菊花の宴行ハ[illegible]

・皇嘉門院ハ聖子　宗德院后大治五年二月立后久安六年二月院号法性寺殿忠道公の女

・別當ハ太皇太后宮亮俊隆　具平親王

式子内親王

おのをよ絶えぬ

なをうへば

しのぶる

ものを

ながらへ

ばかり

▲新古今集意

・皇代記云号冷泉院

・齋院記云天平治

・歌出家法名承如法

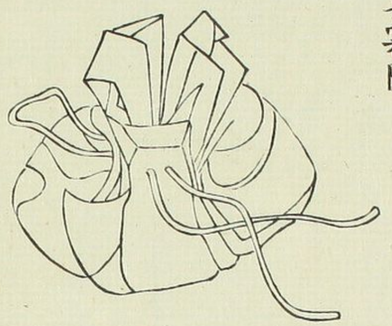

・茱萸嚢圖

殿富門院大輔

▲千載集意　所今一付りそめ時らの所そそる
所のこそそもを拾きふまつ〜まやをぶまつの後のあさ
アもし〜あまれそそのくハゆ小〜ごそあれよすり
て旅〜まれあまれあ所よ必れつる神ぶたもたハのハ
らぬ年一吾神ちぬ小〜ぶそるふ小なぶれきたた
り先をつ所ふまぶ人よ必まく物もつそなり

・殿富門院ハ後白河院皇女安徳後鳥羽二代准母須
徳院養母　園大納言　文治三年六月號殿富門院建保
四年四月崩

・太輔祖父ハ後白河院判官代行憲高藤公後父ハ後五位
上信成也　大系圖

・弘仁掃部式云九月九日菊花宴神泉苑殿上供御座及設参議以上座又幄下侍従文人等座

・式部式云九月九日菊花宴應召文人者前二日省簡定文章生并諸司官人堪屬文者造薄奏令宜旨當日質明掃部寮儲座如常韓以下設座計列文人即造名簿御者輔以名簿奉進内侍

・内裏式云九月九日菊花宴式
前一日所司設御座及参議以上并非参議三位以上座於神泉苑乾隠閣中庭東設五位以上幄西設文人幄南太閤若干丈設女樂幄其日平旦中務置宣命位於寺常位北一許丈内藏寮立文臺於舞臺西北上蓋紙皮立臺等既而皇帝御乾隠閣諸衛服上儀服内侍臨東檀殿大臣皇太子着座及大臣令喚群臣等謂侍従以上儀竝常群臣座定式部寮文人参入幄前列立北面東上謝座謝酒着座内

後京極摂政前太政大臣

▲新古今集秋下　不首所載歌詞
・所のこそ小〜ぶそるふ小なぶれきたた
あまれそそのくハゆ小〜ごそあれよすり
・毛詩云七月在野八月在宇九月在戸十月蟋蟀入我床下
・父ハ後法性寺殿兼實公母ハ後三位藤原秀行女也
・後京極殿良經公元久元年十二月太政大臣同二年四月薨太政大臣建永元年二月薨

藤原顯業卿ハ現無先是女樂頭 [illegible]
東瀧殿孟一西行奏舟渡就簡前幄奏
樂記皇太子遷座次間上群臣下自東階
左近伏南二許丈異位重行西面北上不
外閣者谷雷幄前也無拜記授宣命
文文於大臣若中納言以上外記進
見參侍後及文人文名内侍傳取今
御覽記大臣喚應宣制參議以上一
人授宣命文復座上下群臣避座如
始宣命大夫下閣就位宣制曰天皇
我詔良麻宣大命乎衆諸聞食用止
宣群臣称唯再拜記曰今日者九月
九日乃菊乃花豊樂開食日乃在故是
以御酒食用惠良賜退為氏者
常乃親昔帶乃大物賜宣群臣
拜舞賜祿有差其文人者後日定奉
更復賜祿或時不必為也

▲案之[illegible]

・清水紙[illegible]

▲千載集意　寄石恋　[illegible]

・[illegible]

・二條院ハ大御ハ後白河院大御母ハ皇太后 [illegible] 子大納言 [illegible] 御諱
[illegible] 仁保元三年十[illegible]位十六永萬元年七月崩御年三十三

・讃岐ハ源三位頼政卿女

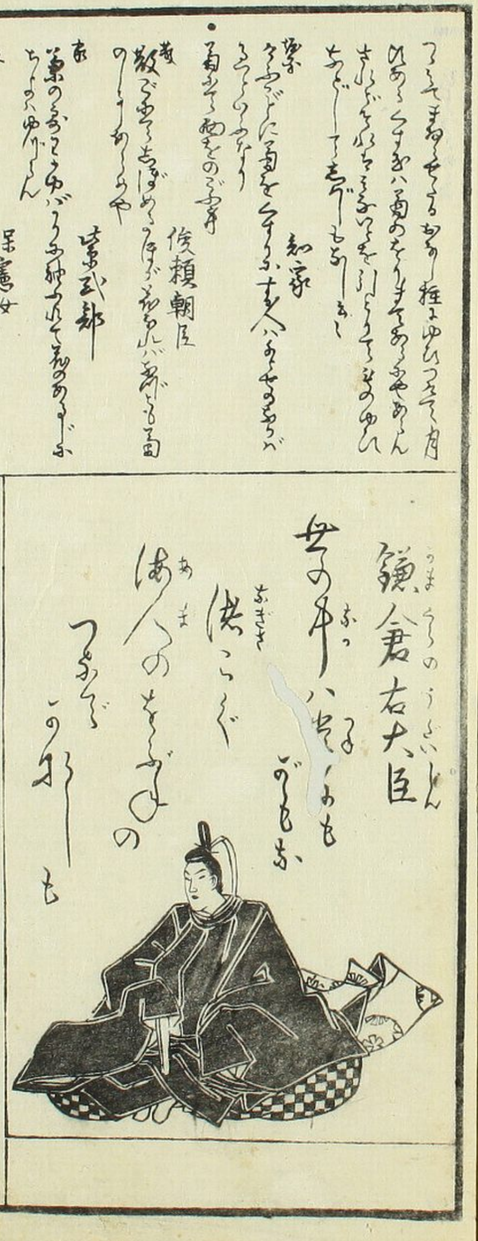

▲新勅撰集羇旅　[illegible]

・[illegible]

・[illegible]

・

哀 むらさきの一もとぎくによろづ代をかけておもひしそのしのぶこと とものむかしのあきのはな　兼輔

・黄ぎく
夫十四 きくのはなこゝろのいろをあらはして人の心をうつしつるかな　高きさ

・兼和菓
くのはなのうへのしらつゆきえずしてきくのなかにありける　為実

夫十四 やがてうつろふきくのはなかしこまりしそれもうつくしき人も
すさのえをきくの花　赤乳母

・一本ぎく
哀 ますらをのちらさぬ花のなかをみなもかぎりにしあらぬ
こゝろのひかり

・八重きく
やへぎくのいろのひまかぎりのゝあはれおもふ　師氏
むかしおもひのしげる

・むらさき
上東門院菊合 月のかげのかぜふきかへすむらさきの色もかはらぬきくのはなぞ
むかしのまへのしぐれ

・おりきく
哀 おりきくのしづくをかけて千代ふるきくのうへのつゆ　忠岑
ことのはのうれしさ

・花のかぜ
夫十四 もゝ菊の花のかずかぎりなかれどもあきのかぜふけば　李経
しらぎくの花

・くらつの花
冬あふ しら川のかはの梅をいかにこそかれはしる人かぎりなく　崇徳院
ひとつの花

参議雅経

みよしのゝ山の
秋のかぜ
さよふけて
ふるさとさむく
ころもうつなり

▲新古今集秋下　擣衣のこゝろを
・みよしのゝ山のあきかぜさよふけて　ふるさとさむくころもうつなり
時ふる里に衣うつ音の身にしむ事をよせてきく心なり
古萬葉に見吉野乃山下風能寒久尓はたや今夜も我独ねむ
といふ歌のおもかげあり　古今のふる里さむくなる里をとよめる心も
あるべし
・父ハ刑部卿頼経朝臣母ハ顕雅女
・雅経卿ハ兼久二年従三位同十二月参議同三年三月
薨

・きくの葉
寛平菊合 このきくの花のつゆをおきて岩ほのうへにのこるらん
うつろふ菊のしも

・きくの下水
哀 山河のきくのしたみづいかなればながれて人の老をせぬらん　興風

・きくのわかば
後拾 きのふのきくのしづくもさかりにいかでかわかはやく
おもふらん　元輔

・菊の糊
夫十四 わがやどの菊のかざりにしつくしきりてあるかなきの子もや
あきはてにけり　つらし

・きくのなか
こゝろしのふみのあきのゆふべ時はてにけりきく
のなかにはなぞさかりなる

・霜菊
哀 むらさきの一もとぎくはそめかへしかはらでふるき
ほどなる　ふかく

・寒菊のうつろふ花
拾遺 なかなかにうつろふきくのうつろはゞのちはあらしの
さそふ

・ツイナ
追儺
・公事根源云く　このなしのおにやらひは大舎人
寮鬼をつとむ　陰陽寮祭文を読む　夜の人をよ
つかひてつと上卿以下こふりをなし是は人ども　浄土
のこゝろあり　桃のつゆのものをむくいるかや仏華
門よりいりて東庭をめぐりて　御所の方よりいづるもの
やまとの所をきゝてそれより東庭の弾弓葦矢を

前大僧正慈圓

おふけなく
うきよのたみに
おほふかな
わがたつ杣に
すみぞめのそで

▲千載集雑中　題しらず
・おほけなくは及ばぬ事をいふ也　浮世の民の為ハかりそめにもこの身をすてゝ衆生の為めに
おほふかなとは法の衣の袖をもつて天下をおほふかと也　其身にハ才の
わが立杣とは比叡山をいふ也　伝教大師の歌に
阿耨多羅三藐三菩提の仏たち我立杣に冥加あらせたまへ
・法華経勧持品に書写是法華経者当知是人為釈迦牟
尼仏衣所覆といへり　此歌の心は人の為にすみぞめの袖を
・おほふは覆ふ也　大師のことばなり　淵ハ文徳
天皇日嗣の皇子なり　伝教大師の歌
以下衆生の為にとて弘法大師の所にいたり
人のためを祈るはわが身の為にもなるといへり
・吾たつ杣は伝教大師の阿耨多羅三藐三菩提の仏たち我立杣に冥加あらせ
たまへとよめる歌より出たる詞也　我君の為には宗祖の旨をまもる
あらはす事山のたかきにかよひ
・大僧正始名道快　兼実の弟也　建久三年十一月改慈圓　嘉禄元年九月廿五日入滅　諡慈鎮和尚　父法性寺殿

[illegible]

・園大暦延文四年十二月廿九日或晴或陰
今日追儺如例云〻上卿不參左衛門督
為參議了帯弓箭否不談合大納言
云〻尋之時衛府人帯弓壺胡籙正道
儺之時持替桃弓葦矢於壺者不斯
敢之旨諷諫□但式文有兵仗不
帯弓箭人也中御門右府□□也不
帯說也

・方相氏
・延喜式云其方相假面一頭黄金
・内裏式云晦夜諸衛依時趍勁所部兵
諸門近仗陳階下近衛將曽各一人臺
近衛左近衛五人闕津明門先北面立
門内壇下共置弓登階開之辯書記
引還圍司二人出自紫宸殿西方居門
左右大舍人未詔門之先圍子各□桃弓
葦矢木工作備之舁自南階授内侍班給女
官大舍人叩閤圍司就版奏云儺人等
幸旦參入其官姓名等諸親王以下參議以上叩
門故尓申勅曰萬都理礼圍司傳宣云
令姓名等參入中務省章侍從内舍人
大舍人等各持桃弓葦矢陰陽寮齋部
其數具式執參具方相一人取大舍人長大者為之著
假面黄金四目玄衣朱裳右執戈左執
楯侲子廿人取官奴等為之同著紺布衣朱袴
額共入殿庭列立陰陽師率齋部奠
祭陰陽師跪讀呪文今者立讀之訖方相
先作儺聲郎以戈叩楯如此三遍群
臣相承和呼以逐悪鬼各四門方相出北門
至宮城門外京職樺引鼓聲逐至郭
外而止
・延喜式大舍人式云方相自親王以下
隨次入立庭中陰陽寮儺參畢親
王以下執桃弓葦矢桃杖儺宮城四
門東陽明門西殿冨門南朱雀門北達智門

雅經卿

建二十六
あしたのまをもるうるのうらのあ
ふ[illegible]

▲新勅撰集雜　落花をよめる　後鳥羽院

・ふるさとの春の夢のなごりかは
ゆくへもしらぬ花のしたかぜ

・あしの道繁仲あり　水屋あるる　初やり後の連歌めき
[illegible]

・父八坊城内大臣　貞宗公　母八前中納言基家卿女
・入道殿公経公貞應元年八月任太政大臣寛喜三年十
二月依病出家六十寛元一年八月薨七十西園寺太政
大臣[illegible]

大政大臣

▲新勅撰集意　建保六年内裏歌合歌

・[illegible]

・万葉十[illegible]　名寸隅乃船瀬後所見淡路島松
帆乃浦ヶ朝名藝ヶ玉藻刈管暮菜寸二藻鹽焼
[illegible]
・[illegible]藻を[illegible]
・[illegible]
・父八五條三位俊成卿　母若狭守親忠女
・寛喜四年四月任權中納言天福元年十二月出家法名明静
仁治二年八月廿日薨八十孫京極中納言

權中納言定家

・政事要畧廿五巻小野宮方相氏倡子
箭の圖

・延喜式ニ倡子八人紺布衣八領ト

後二位家隆

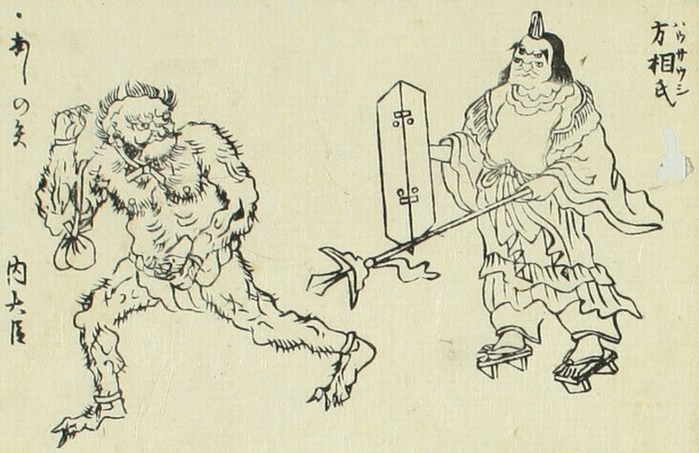

方相氏

・新勅撰集抜　寛喜元年女御光明峯寺摂政道家公女今年十月入内後堀河院
・新勅撰集抜　入内屏風
・文暦二年九月十日日十九日改嘉禎後二位嘉禎三年四月薨ハ十

後鳥羽院

・内の矢　内大臣

・續後撰集雜
・大御父ハ高倉天皇大御母ハ贈左大臣信隆公女殖子大御諱美成
・皇代記五季久三年七月八日於鳥羽殿御出家同十三日乙未令
岐国給延應元年二月廿二日於隠岐国崩御年六十五月廿九日
・被定顕徳院仁治三年七月奉号後鳥羽院

・大和国信貴寺藏鼓鼓圖

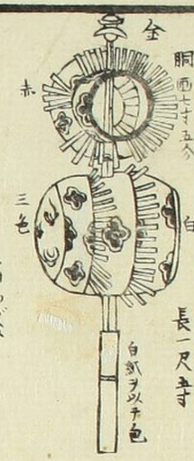

・舞樂道具注文云　振鼓
長サ金物ケンサキマデ二尺五寸　桐ノサシワクシ二寸五分半上ノ鼓ノ桐ノ長サ二寸四分半下ノ桐ノ長サ二寸四分半　桐ノ中ニテ二寸七分上ノ桐ノ中下ノ鼓ノ桐二寸九分ナリ　上ノ鼓形敷座ヨリ鼓サキマデ二寸四分半　鼓サシクシ上ハ長サ六分ノクシ下ノ鼓ノサシ串七分上ニ鼓ハ十六本ノクシ數九十六但シ桐ハ布ヨキセ皆地ニテヌリ　金ノウルシハクウスクモ朱ヨンジンコンヤウ、ロクセウニテウゲン彩色ナリ　皮ハ鼓ノミガキツケ黑ク漆ニテトモヨアリ　皮ノマハリコンゼウコンケン　柄ハシタン大ササシ渡シ五分長サ　桐ノマハリ一尺二寸二分ラテンニテ座セ一雲ナニトリ合柄ノ方ヨリトコミ申候

・新後撰集
百しきの皇子たちとしたまひし時　ならの帝の御ときに　今はむかしの事なれば
ものよりまはりあるくふかあるもの　大原威稜のあるくさをかくしてかくれのもとにまつげまやかくしてもらしつるもの
・時とものもらしつるもの　父御門院ハ隠岐の国へうつりまし　御後のかぐてもあるもの
・大御詩ハ寿成承久三年四月御譲位ナリ　司七月廿一日壬寅今向佐渡国給仁治三年於佐渡国山崩御年四十六
・大御父ハ後鳥羽院ナリ　於明門院　皇子贈左大臣範季公女

麻生氏藏板書目

古語字類抄
古今事類　文部　歌部　近刻
日本紀竟宴和歌標注
歌仙家集注
散木奇謌集標注
狭衣標注
堤中納言物語注
徴古圖録六巻　巻一上木　此書文化八年二月元本焼失
縣居翁續萬葉論
比奈風俗　我先技大人家集
縣居翁子乃子へ送る三十六歌仙注増補
年表義園　近刻
古語便覧
對照假字法　折本　上木　山下町萬屋太治右衛門發行
百人一首抄　上木　藏板

萬葉類句　長歌五冊　近刻　短歌五冊　上木　藏板
短歌五句類句副出
古今六帖畧注
清輔朝臣集標注
年中行事歌合注
榮花物語標注
讃岐典侍日記圖解　三巻　近刻
縣居雜録補抄六巻　巻一上木　本石町十軒店英屋平兵衛發行
古器考増注
子乃子集
信濃国地理雜考
名所便覧　上木
和名便覧
玉加豆良　折本上木　下谷池之端須原屋伊八發行

横田所有